

資料2

健康被害救済制度の運用改善等に関するアンケート調査結果報告書

令和2年12月

目次

I 健康被害救済制度の運用改善等に関するアンケート調査概況	
【調査の概要】.....	1
[調査結果の概要].....	2
II 健康被害救済制度運用改善等に関するアンケートの集計結果	51
[集計結果]	52
III 健康被害救済制度運用改善等に関するアンケート調査票	68

I 健康被害救済制度の運用改善等に関するアンケート調査概況

I 健康被害救済制度の運用改善等に関するアンケート調査概況

【調査の概要】

1 調査の目的

健康被害救済制度における救済給付の手続きなどについて、受給者のニーズ等を踏まえて制度運用面の改善や一層の充実に向けた検討を行い、今後、本制度を利用される方々の利便性の向上と制度利用の促進に繋げていくために実施した。

2 調査の対象者

過去3年間に支給決定通知書を送付した「医療費」、「医療手当」、「遺族一時金」及び「葬祭料」の受給者を対象とし、また、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の受給者も対象とした。

3 調査の時期

令和2年8月上旬～同年10月下旬

4 調査の方法

対象者にアンケートを送付し、書面によるアンケート調査およびWebによるアンケート調査を実施した。

5 調査の内容

調査の内容は、「救済制度運用に係るアンケート調査」を大別すると次の6つの事項に分けられる。

①救済給付の種別について

・支給決定された又は受給されている給付の種類

②救済給付に係る請求から支給までの手続きについて

・請求に至るまでの経過、給付請求手続きや書類の書き方、支給決定から支給に至るまで

③健康被害を受けた方の健康状態、治療状況等について

・医薬品の副作用による健康被害のための治療、何に不安を感じているか

④精神面などに関する相談及び受給者カードについて

・精神面などに関する相談窓口の利用、受給者カード

⑤現在の救済制度について

・救済制度の満足度

⑥救済制度への意見

・救済制度を利用して助かったこと、気づいた点

6 調査票の回収状況

対象者数 3,903 人

アンケート送付者数 1,500 人

有効回答 1,280 件(アンケート送付者に対する回収率 85.3%、対象者数に対する回収率 32.8%)

(書面での回答 941 人)

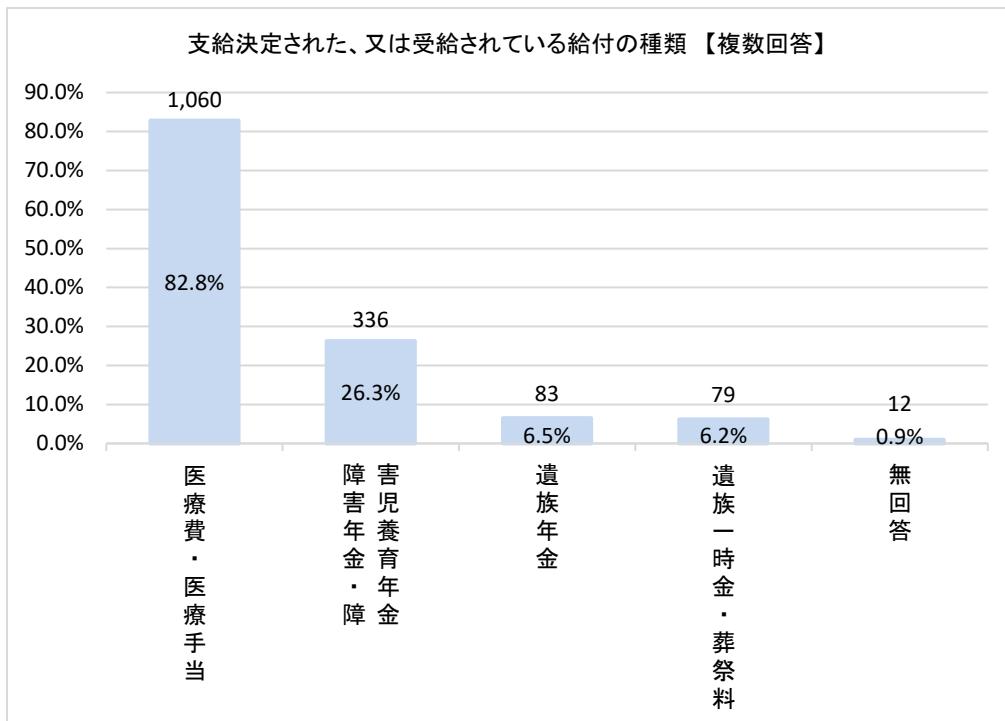
(Web での回答 339 人)

【調査結果の概要】

以下、回答の内訳がある選択肢にはグラフ、表内の選択肢に「(*)」を付与している。

1. 救済給付の種別について(回答者 1,280 人)

医療費・医療手当は 1,060 人で 82.8%、障害年金・障害児養育年金は 336 人で 26.3%、遺族年金は 83 人で 6.5%、遺族一時金・葬祭料は 79 人で 6.2% となっている。(複数回答)

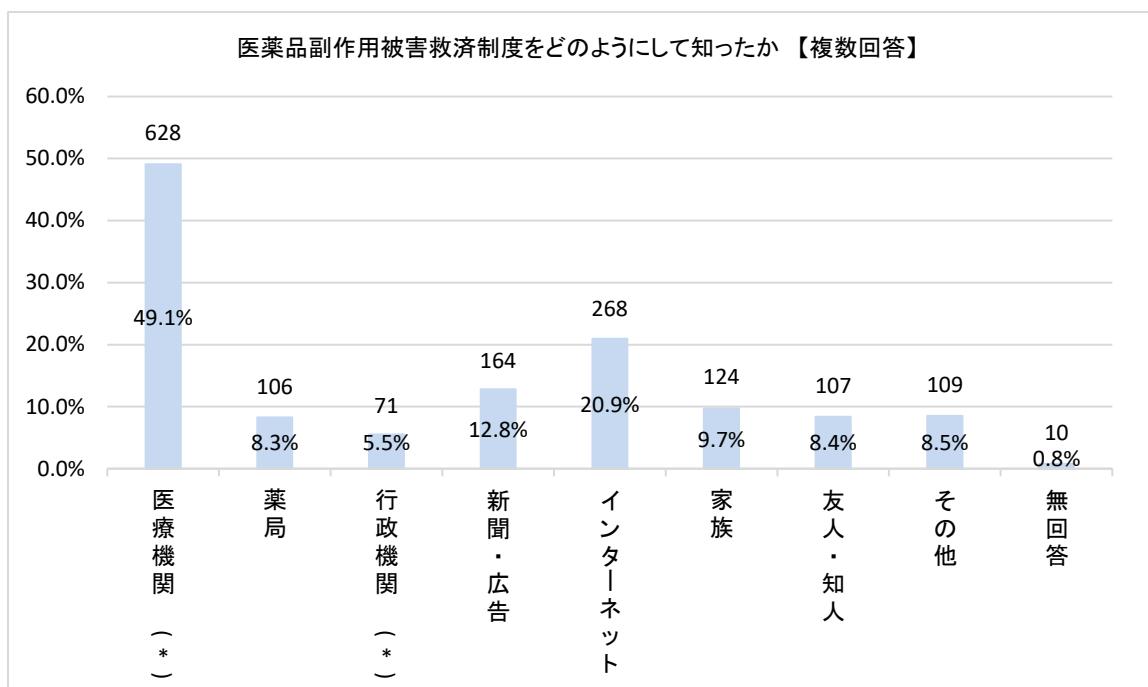


2. 救済給付に係る請求から支給までの手続きについて(回答者 1,280 人)

2. (1)①ー1 医薬品副作用被害救済制度をどのようにして知ったかについては、医療機関が 628 人で 49.1%、薬局が 106 人で 8.3%、行政機関が 71 人で 5.5%、新聞・広告が 164 人で 12.8%、インターネットが 268 人で 20.9%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 100 件)

- ①弁護士 26 件 ②薬・おくすり手帳 27 件
③患者の会・被害者の会 10 件 ④会社・同僚 10 件 などとなっている。

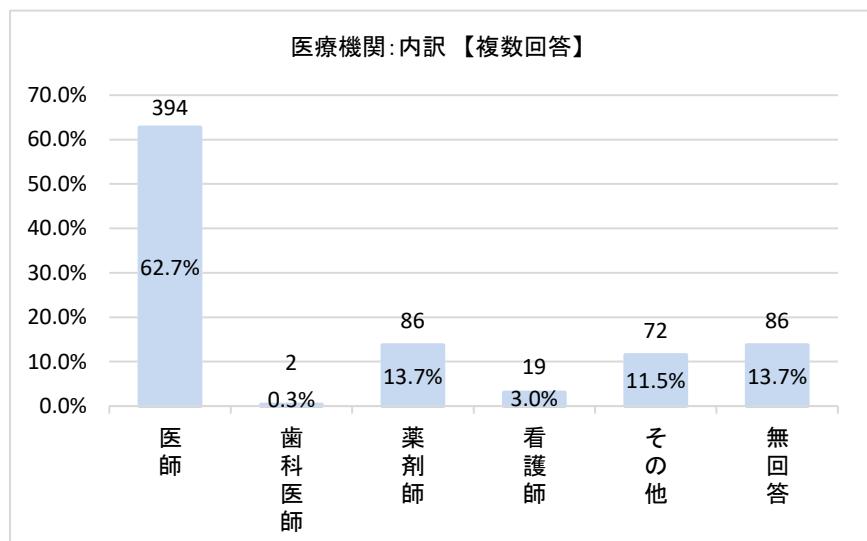


2. (1)①-2 医療機関で知った 628 人についての内訳としては、医師が 394 人で 62.7%、歯科医師が 2 人で 0.3%、薬剤師が 86 人で 13.7%、看護師が 19 人で 3.0%などとなっている。(複数回答)

「医療機関:その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 41 件)

①ケースワーカー等のその他医療関係 11 件 ②事務局・医事課 10 件

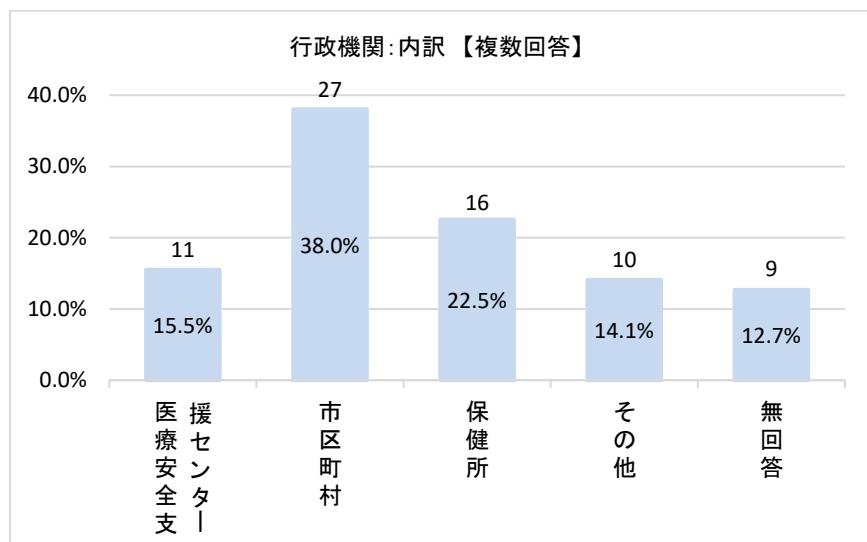
③病院・保健所の窓口等 7 件 などとなっている。



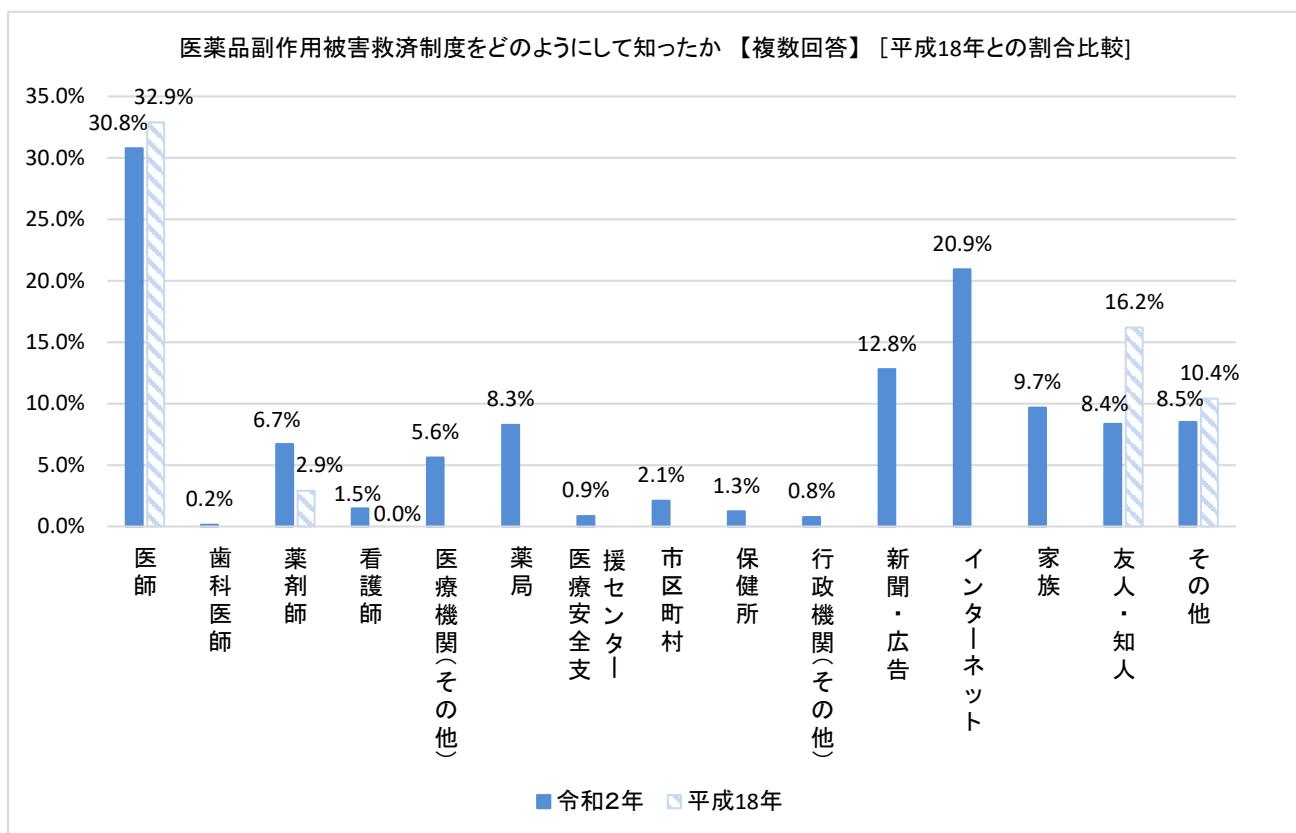
2. (1)①-3 行政機関で知った 71 人についての内訳としては、医療安全支援センターが 11 人で 15.5%、市区町村が 27 人で 38.0%、保健所が 16 人で 22.5%などとなっている。(複数回答)

「行政機関:その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 5 件)

① PMDA 1 件 ②保健センター 1 件 ③家庭裁判所 1 件 などとなっている。

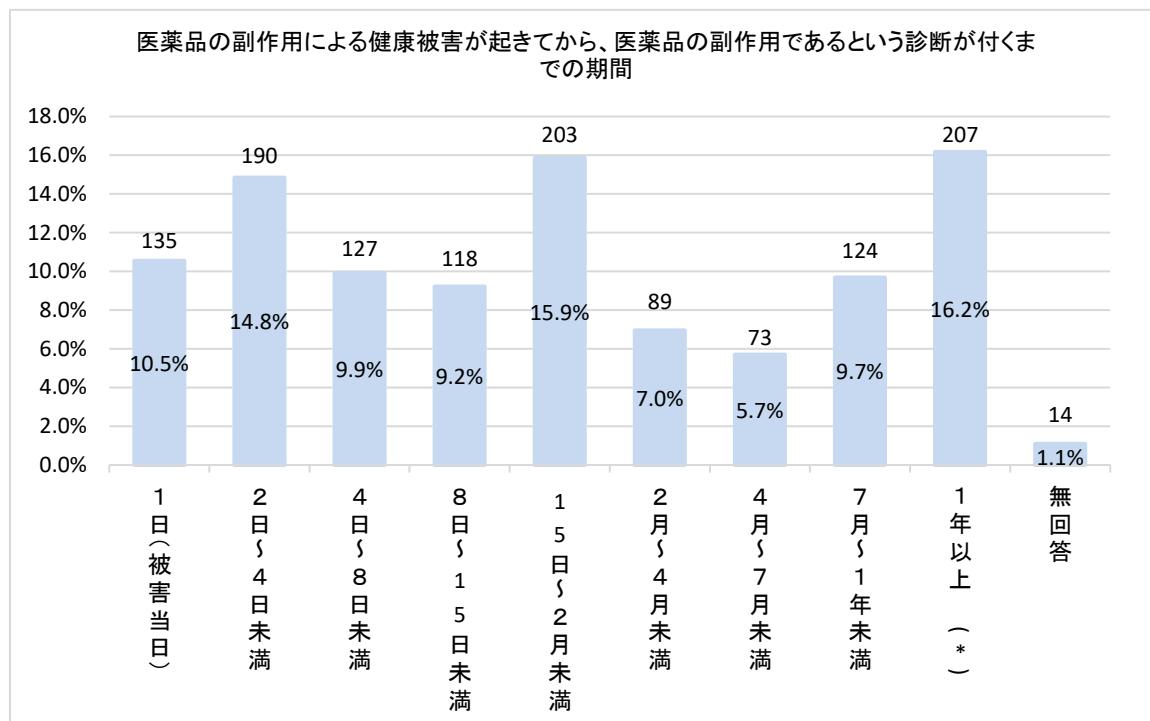


平成 18 年の調査結果と比較すると、医師の割合が減少しているが、薬剤師、看護師など医師以外の医療従事者、薬局、新聞・広告、インターネットなど、他から知り得る機会が増加している傾向が窺える。

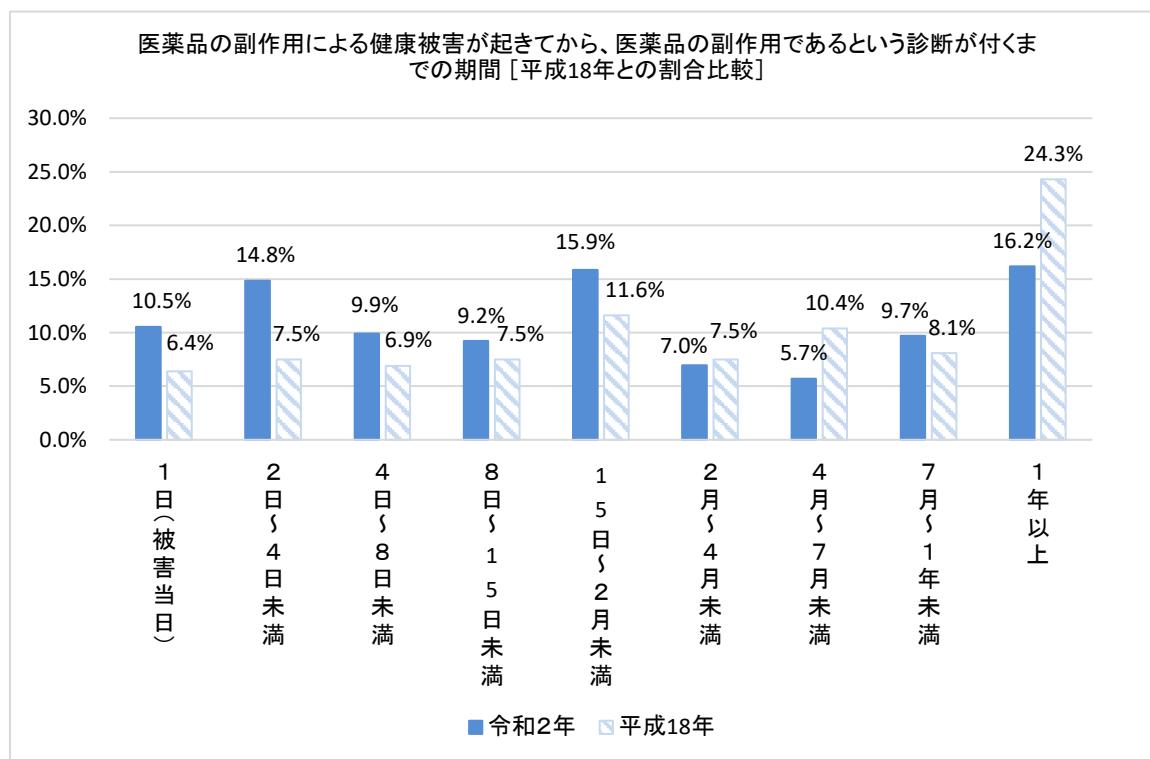


上記グラフの令和2年の回答者は 1,280 人となっている。

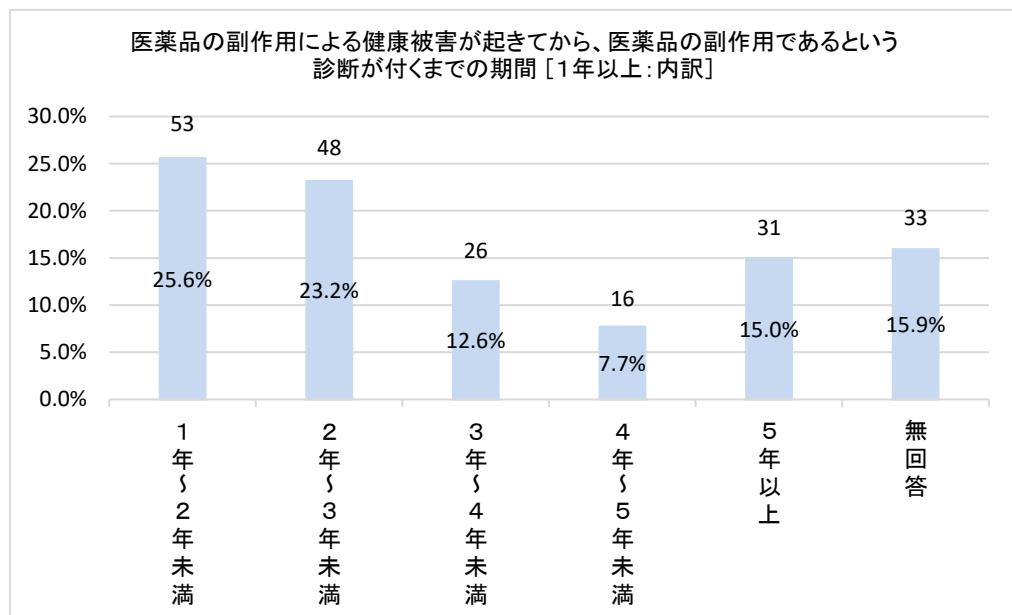
2. (1)②-1 健康被害が起きてから医薬品の副作用であるという診断が付くまでの期間は、1年以上が 207 人で 16.2%、15 日～2 月未満が 203 人で 15.9%、1 日(被害当日)が 135 人で 10.5%などとなっている。



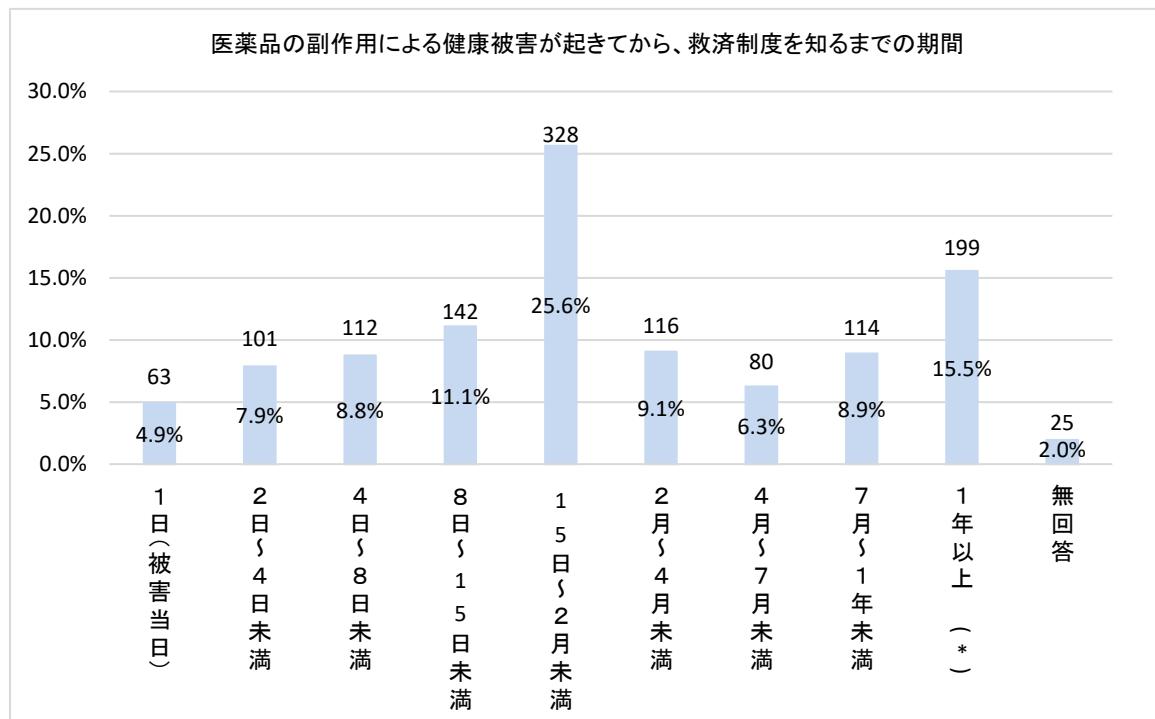
平成 18 年の調査結果と比較すると、1年以上の割合が大幅に減少し、短期間で診断が付いた割合が増加している。



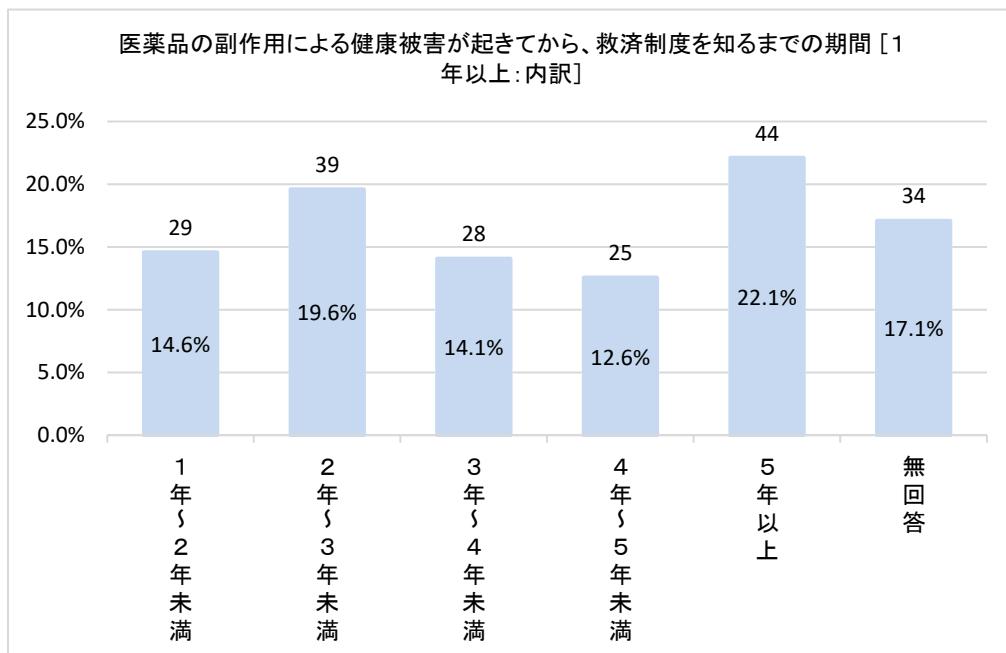
2. (1)②—2 1年以上の 207 人の内訳としては、1年～2年未満が 53 人で 25.6%、2年～3年未満が 48 人で 23.2%、3年～4年未満が 26 人で 12.6%、4年～5年未満が 16 人で 7.7%、5年以上が 31 人で 15.0%となっている。



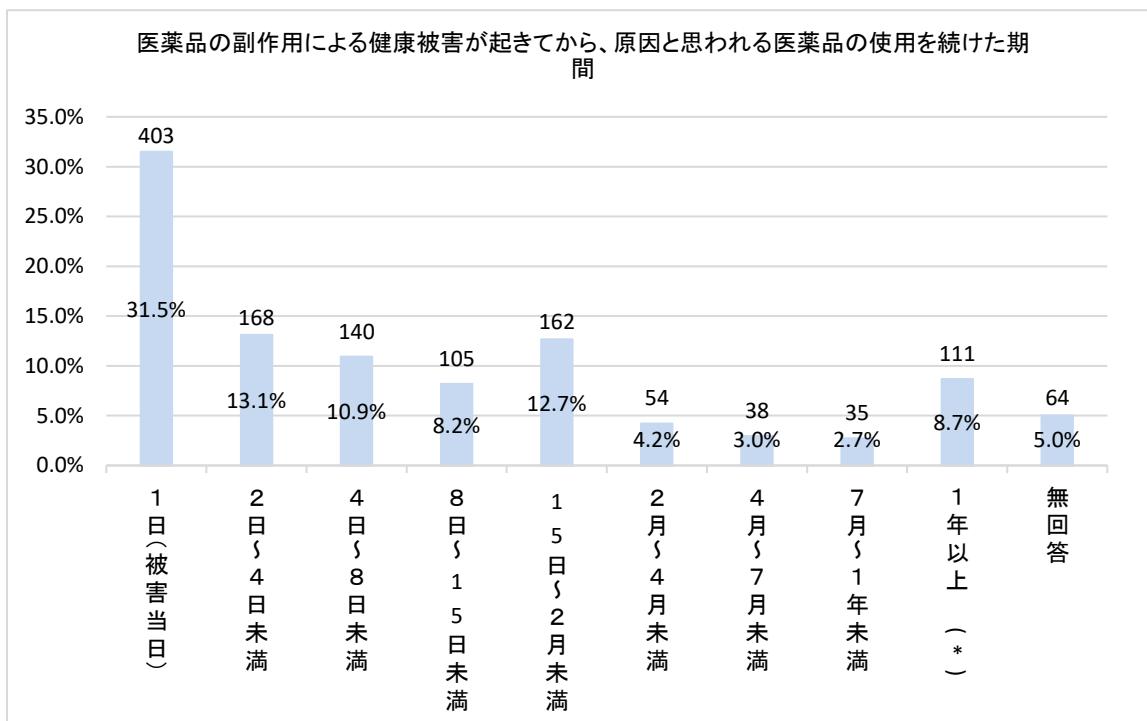
2. (1)③—1 健康被害が起きてから救済制度を知るまでの期間は、1年以上が 199 人で 15.5%、15 日～2月未満が 328 人で 25.6%、8日～15 日未満が 142 人で 11.1%などとなっており、2月未満の割合が 50%を超えていている。



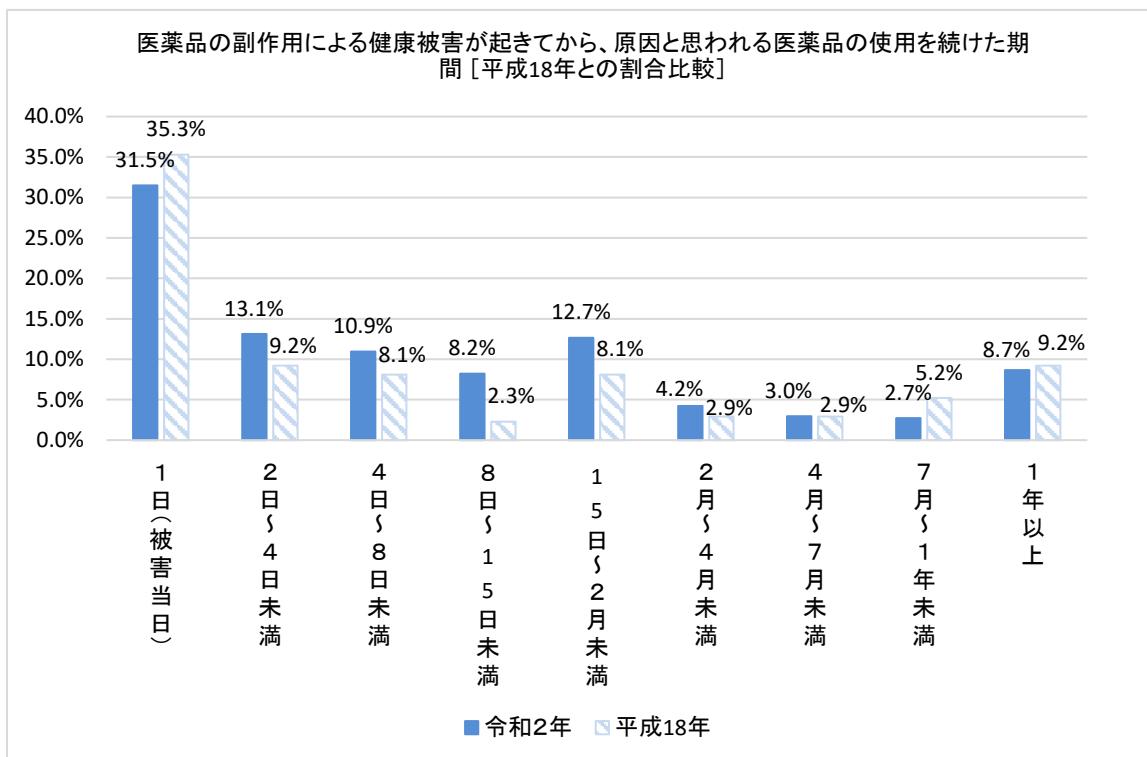
2. (1)③-2 1年以上の199人の内訳としては、1年～2年未満が29人で14.6%、2年～3年未満が39人で19.6%、3年～4年未満が28人で14.1%、4年～5年未満が25人で12.6%、5年以上が44人で22.1%となっている。



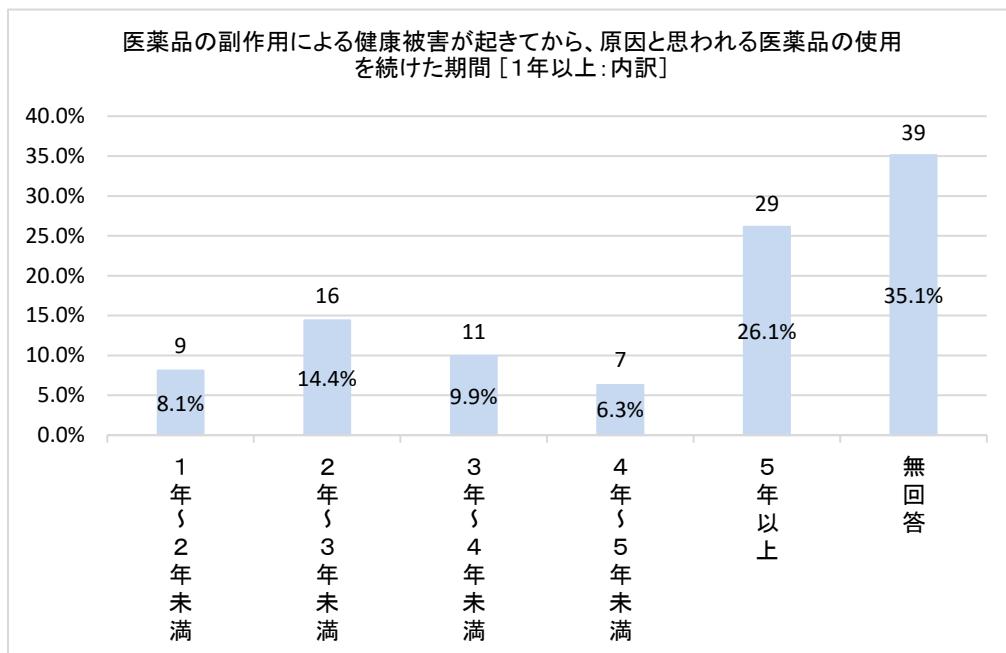
2. (1)④－1 健康被害が起きてから原因医薬品の服用を継続した期間については、1日(被害当日)403人で31.5%、2日～4日未満が168人で13.1%、15日～2月未満が162人で12.7%、1年以上が111人で8.7%などとなっている。



平成18年と比較すると、長期間が減少、比較的短期間が増加しており、服用継続期間については短縮化の傾向が窺える。



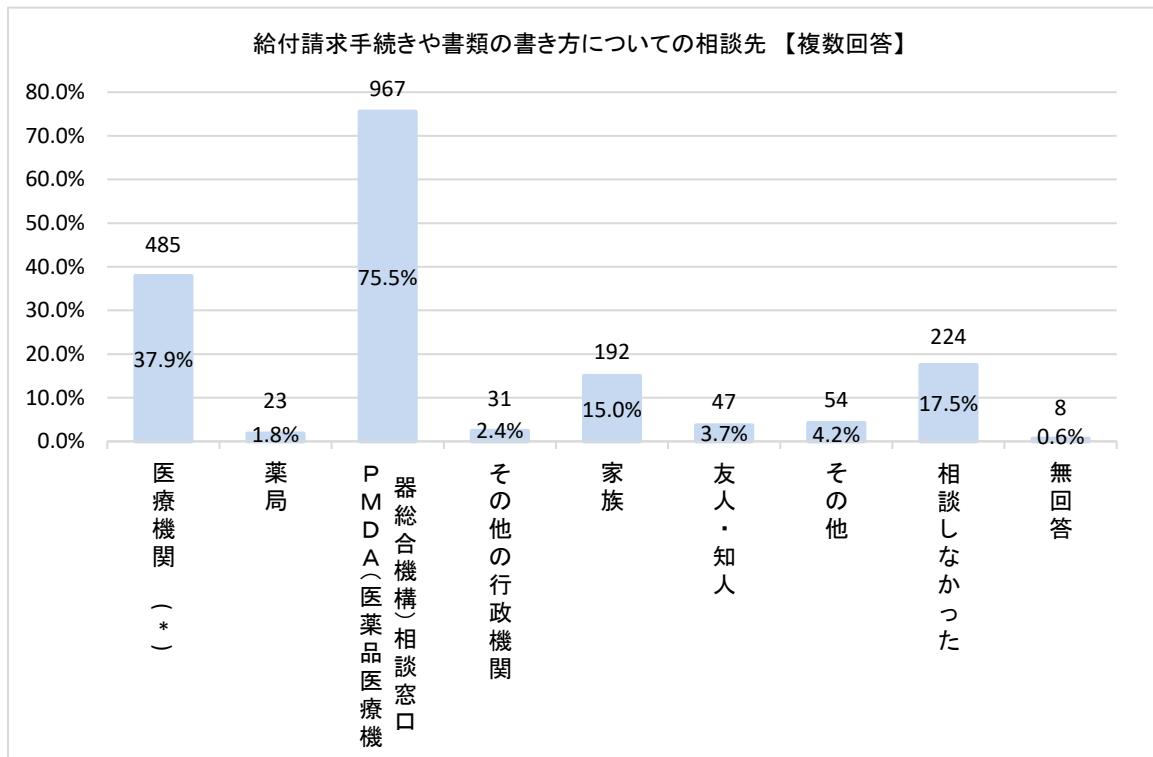
2. (1)④-2 1年以上の111人の内訳としては、1年～2年未満が9人で8.1%、2年～3年未満が16人で14.4%、3年～4年未満が11人で9.9%、4年～5年未満が7人で6.3%、5年以上が29人で26.1%となっている。



2. (1)⑤-1 納付請求手続きや書類の書き方をどなたかに相談したかについては、医療機関が 485 人で 37.9%、薬局が 23 人で 1.8%、PMDA(医薬品医療機器総合機構)相談窓口が 967 人で 75.5%、その他の行政機関が 31 人で 2.4%などとなっており、アンケート回答者の7割以上がPMDA相談窓口を利用している。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 42 件)

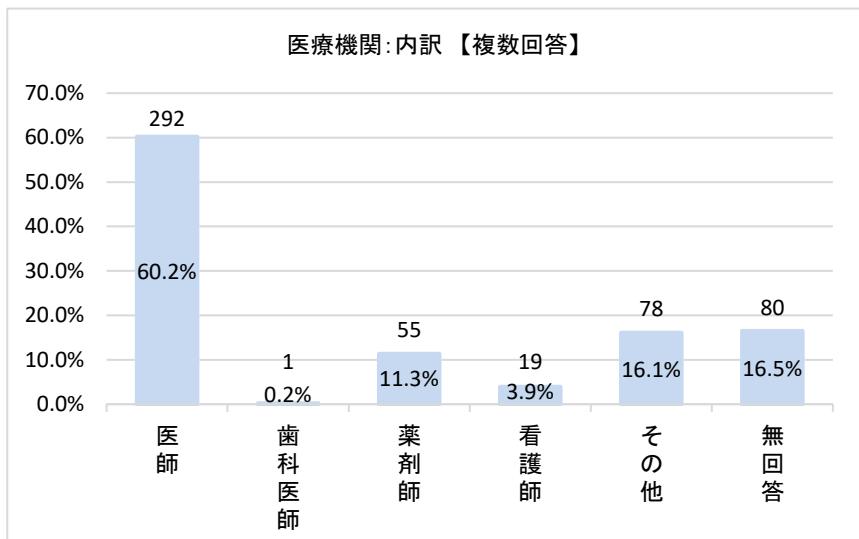
- ①弁護士、社労士 17 件 ②インターネット 8 件
③患者の会、被害者の会 7 件 ④同病者 2 件 などとなっている。



2. (1)⑤-2 医療機関に相談をした 485 人の内訳としては、医師が 292 人で 60.2%、歯科医師が1人で 0.2%、薬剤師が 55 人で 11.3%、看護師が 19 人で 3.9%などとなっている。(複数回答)

「医療機関:その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 70 件)

- ①事務局・医事課 23 件 ②ケースワーカー、ソーシャルワーカー 20 件
- ③病院・保健所 10 件 ④病院の相談窓口等 8 件 などとなっている。

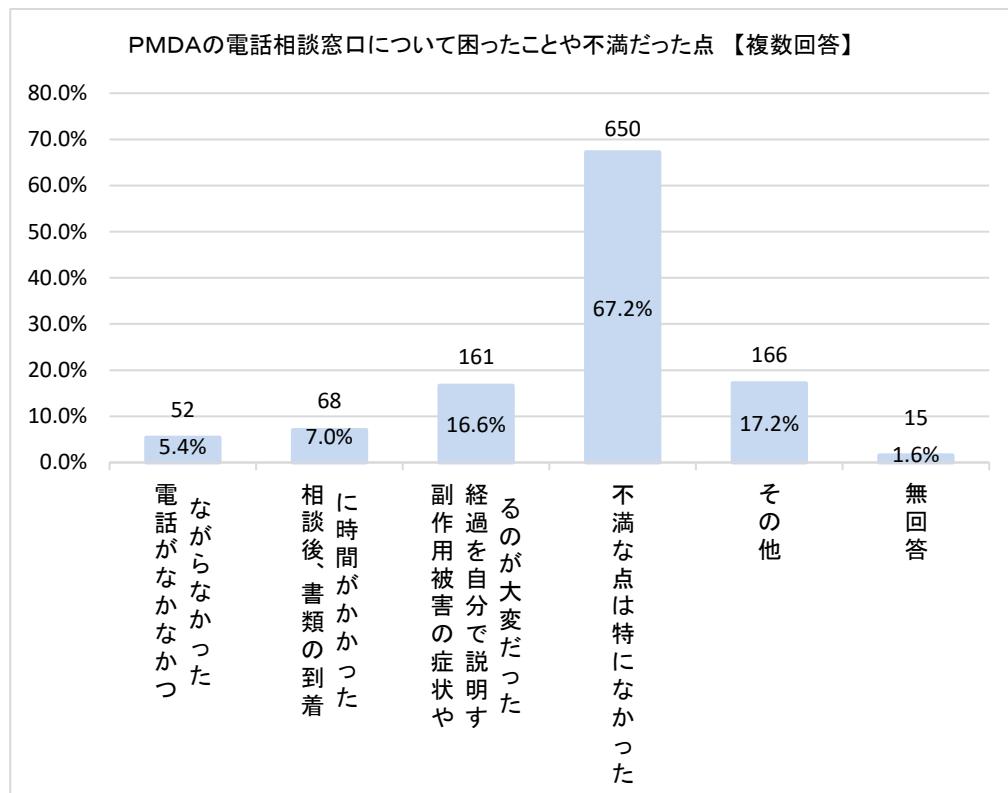


2. (1)⑥ PMDA(医薬品医療機器総合機構)相談窓口にお問い合わせをした 967 人において、PMDAの電話相談窓口に関して困ったことや不満だったことについては、電話がなかなかつながらなかつたが 52 人で 5.4%、相談後、書類の到着に時間がかかったが 68 人で 7.0%、副作用被害の症状や経過を自分で説明するのが大変だったが 161 人で 16.6%、不満な点は特になかつたが 650 人で 67.2%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 164 件)

- ①親切だった、良かった 53 件
- ②窓口の対応が悪かった 38 件
- ③説明や返事をもらえるまで時間がかかった 12 件
- ④覚えていない、分からない 10 件

などとなっている。



(2) PMDA のホームページでの手続き等の案内でわかりにくいと思われたものについては、専門用語が多いが 85 人で 6.6%、自分に必要な書類がわからなかつたが 228 人で 17.8%、どこを見たらよいかわからなかつたが 123 人で 9.6%、わかりにくい点は特になかったが 565 人で 44.1%などとなっている。(複数回答)

「専門用語が多い」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 13 件)

①すべてが難しい 9 件 ②その他 2 件 ③ケトアシドーシス 1 件 などとなっている。

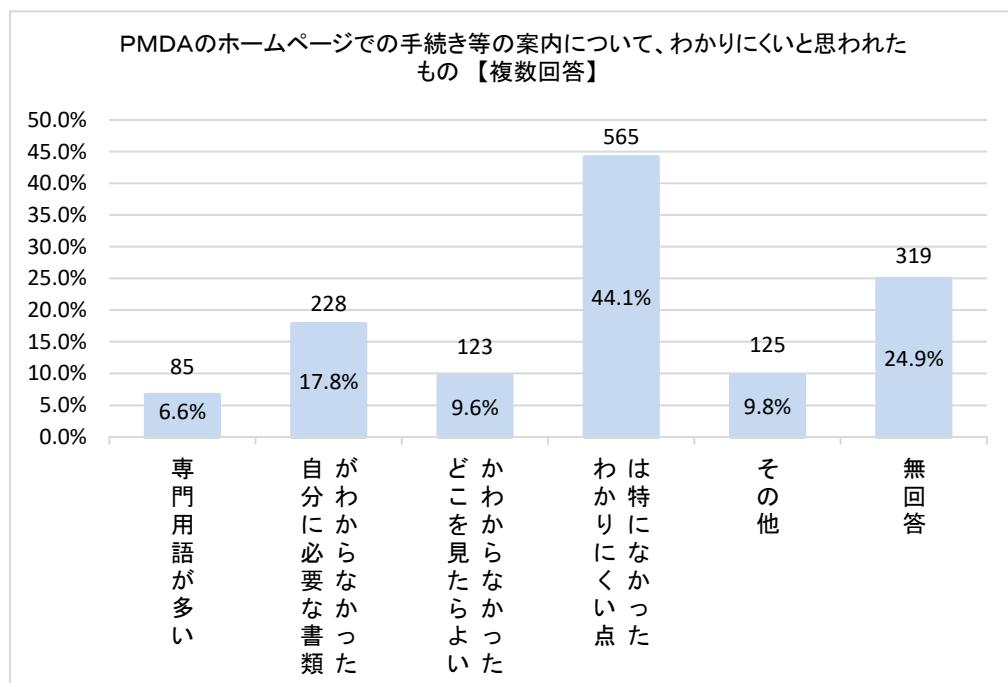
「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 121 件)

①分かりにくかった(必要書類をどこに依頼するか、対象の医薬品なのか等) 21 件

②書類が多かった 12 件

③読む(理解する)のが大変だった 3 件

④良かった 14 件 などとなっている。



(3) 納付請求手続きや書類の書き方でわかりにくいと思われたものや困ったことについては、どの書類をどこで書いてもらうのかわかりづらいが 219 人で 17.1%、書類の内容を理解するのが難しいが 368 人で 28.8%、記入例がわかりづらいが 128 人で 10.0%、医療機関に診断書や受診証明書を書いてもらうのが大変だったが 431 人で 33.7%、医療機関での診断書の作成に時間がかかったが 490 人で 38.3%、わかりにくい点は特になかったが 367 人で 28.7%などとなっている。(複数回答)

「特にわかりづらかった書類」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 108 件)

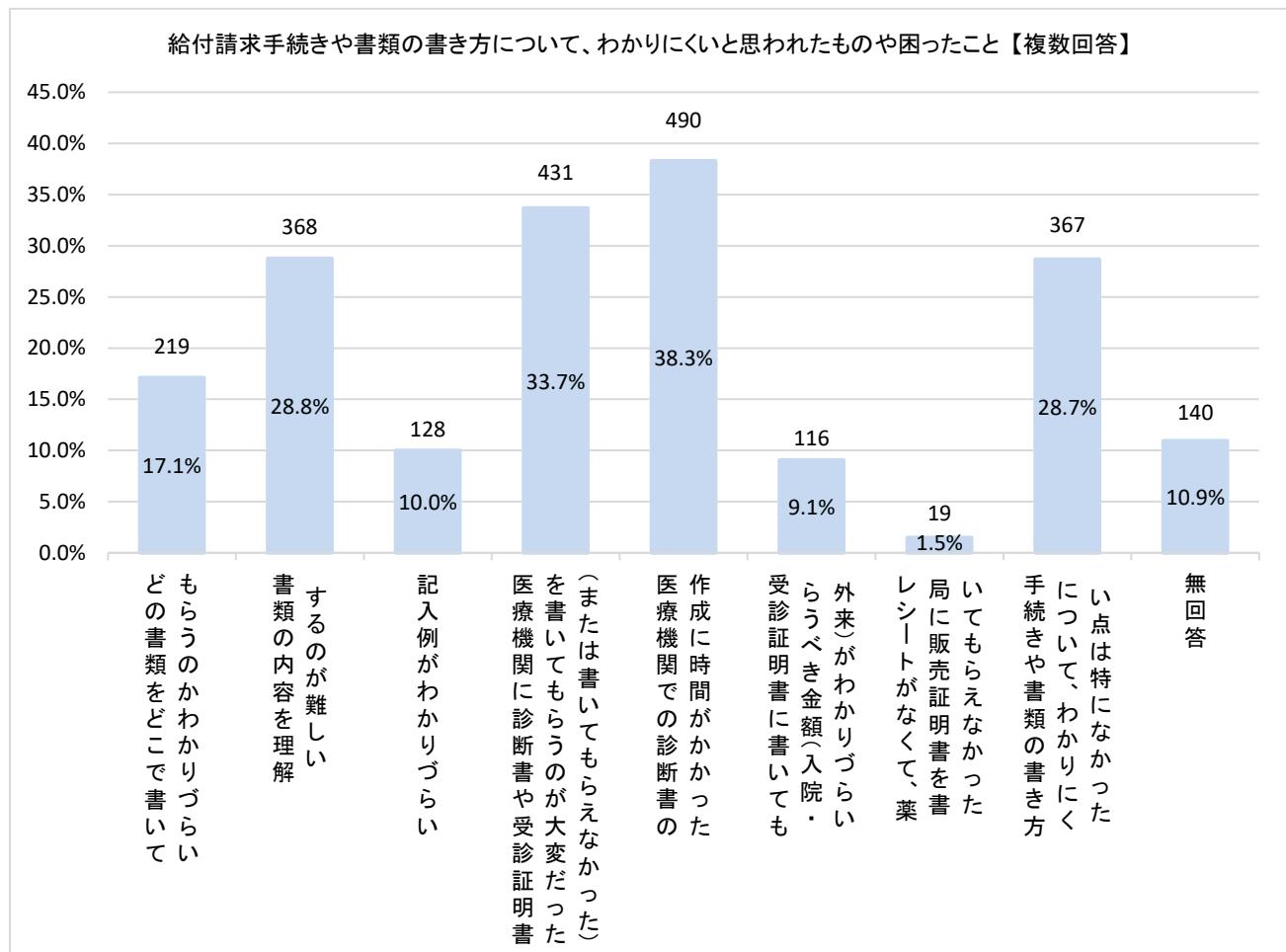
- ①投薬・使用証明書、受診証明書 44 件
 - ②すべての書類 32 件
 - ③書類が多い 9 件
 - ④診断書 6 件
- などとなっている。

「特にわかりづらかった部分」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 79 件)

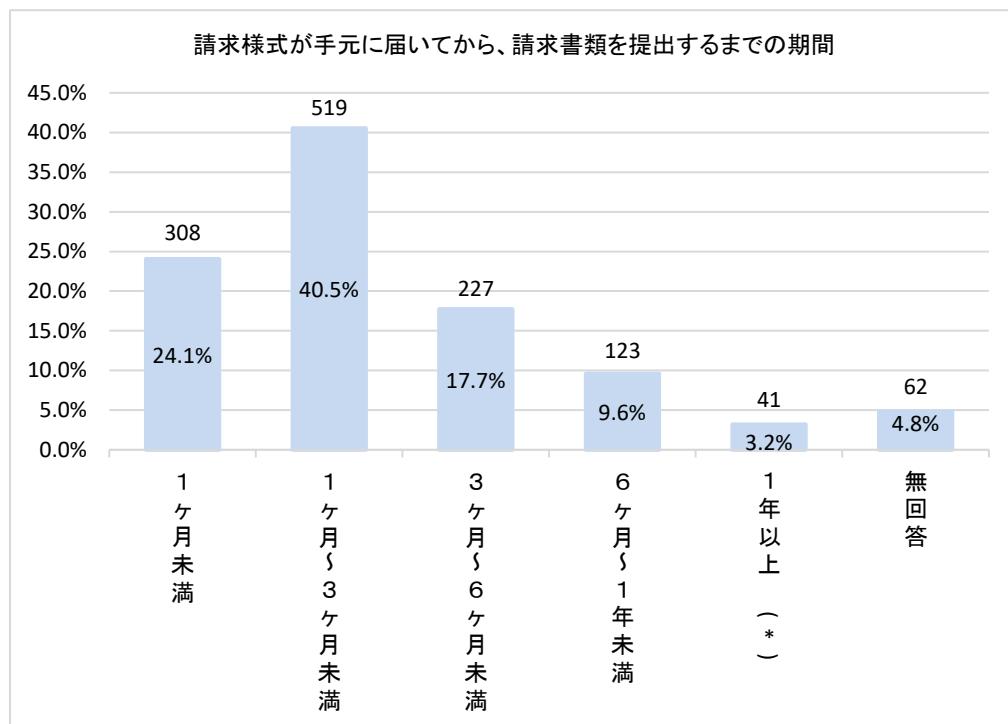
- ①すべての書類 12 件
 - ②日数関連 12 件
 - ③医療費関連 7 件
- などとなっている。

「困ったこと」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 229 件)

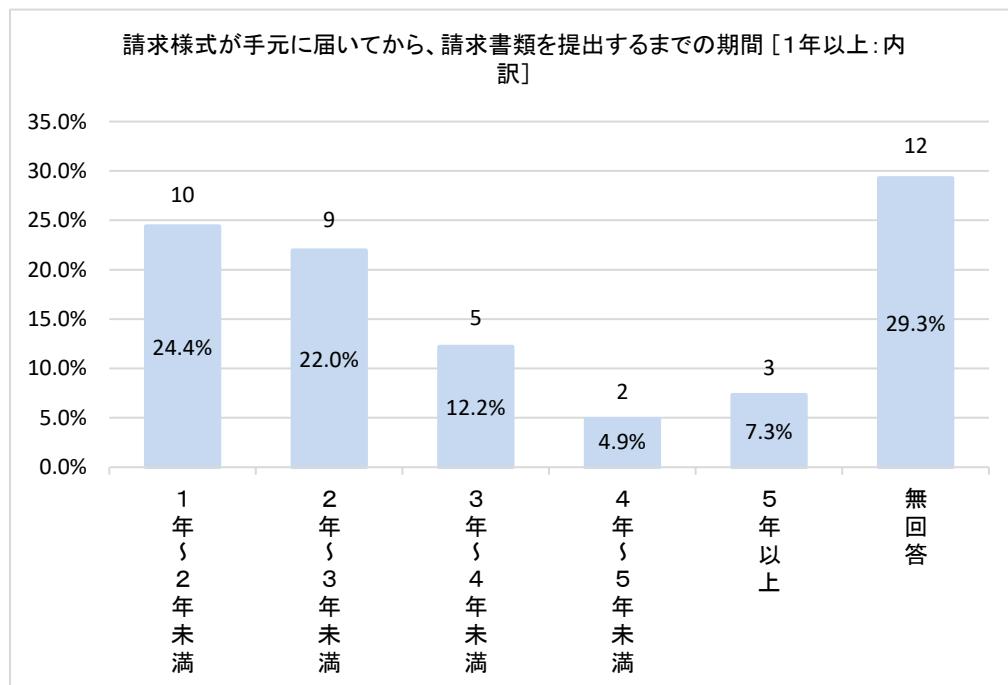
- ①PMDA や制度のことが医療関係者に認知・理解されていない 60 件
 - ②書類作成を依頼するのが困難だった、大変だった 48 件
 - ③書類が多い、書類が複雑 37 件
 - ④手続き全般が大変だった 18 件
- などとなっている。



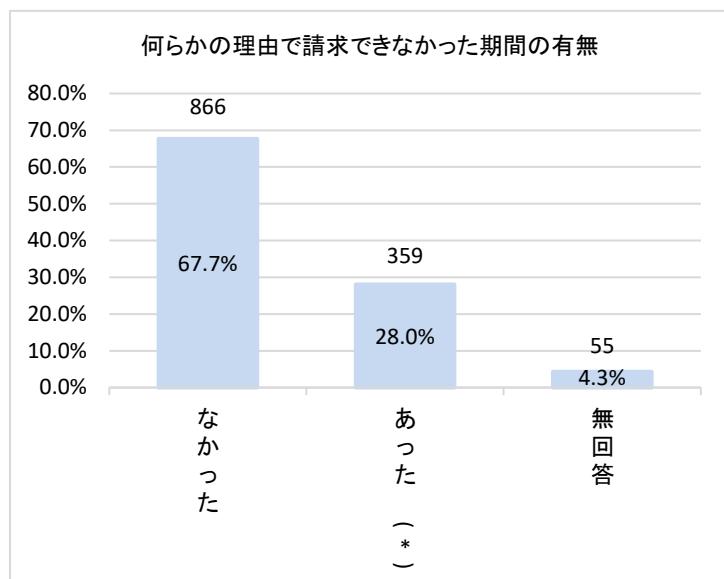
(4)-1 請求様式が手元に届いてから、請求書類を提出するまでの期間は、1年以上が41人で3.2%、6ヶ月～1年未満が123人で9.6%、3ヶ月～6ヶ月未満が227人で17.7%、1ヶ月～3ヶ月未満が519人で40.5%、1ヶ月未満が308人で24.1%となっている。



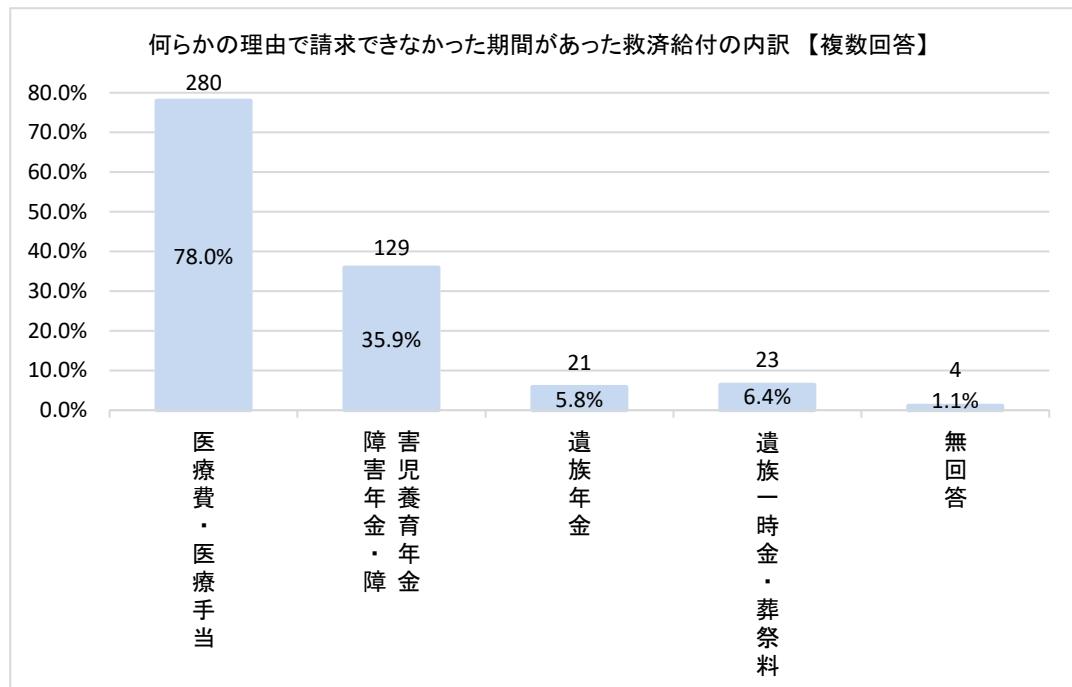
(4)-2 1年以上の41人の内訳としては、1年～2年未満が10人で24.4%、2年～3年未満が9人で22.0%、3年～4年未満が5人で12.2%、4年～5年未満が2人で4.9%、5年以上が3人で7.3%となっている。



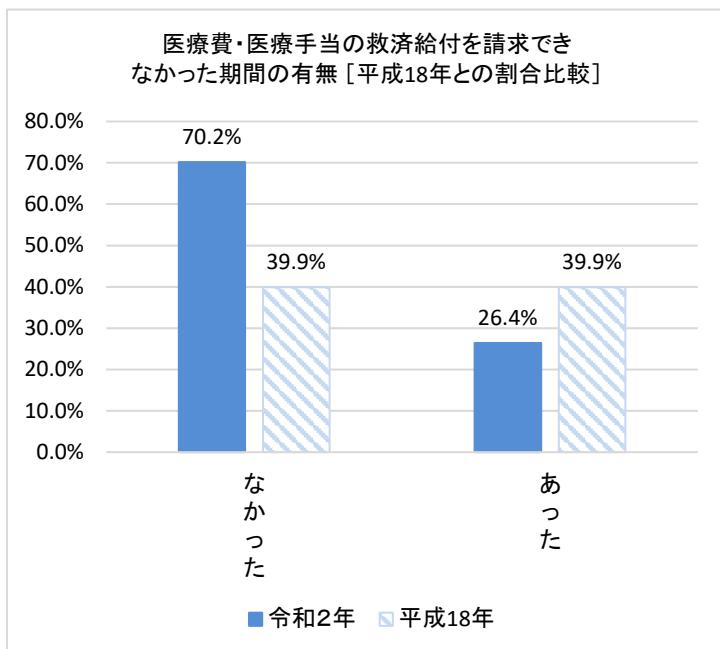
(5)-1 何らかの理由で請求ができなかった期間があったかどうかについては、なかつたが 866 人で 67.7%、あつたが 359 人で 28.0% となっている。



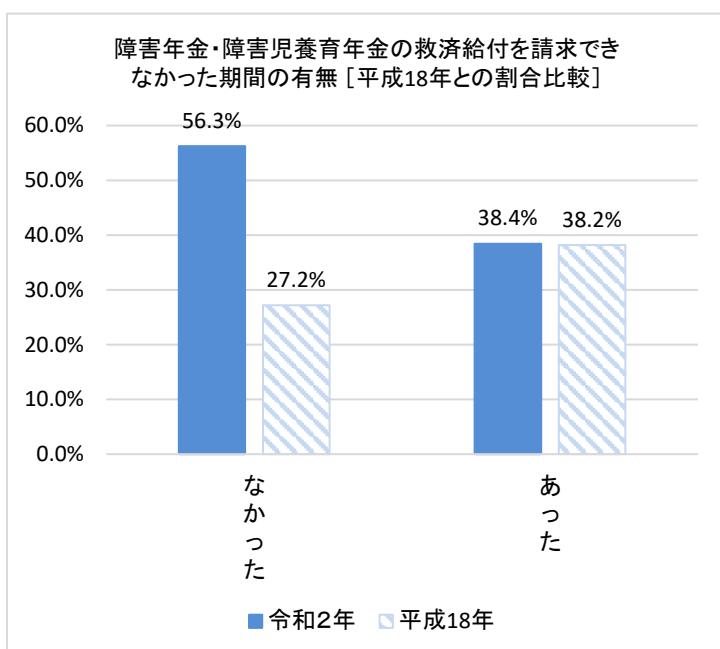
何らかの理由で請求ができなかつた期間があつた 359 人のうち、医療費・医療手当の受給者は 280 人で 78.0%、障害年金・障害児養育年金の受給者は 129 人で 35.9%、遺族年金の受給者は 21 人で 5.8%、遺族一時金・葬祭料の受給者は 23 人で 6.4% となっている。(複数回答)



医療費・医療手当の請求に関して、平成 18 年の調査結果と比較すると、請求できなかった期間がなかったと回答した者の割合が大幅に増えた。



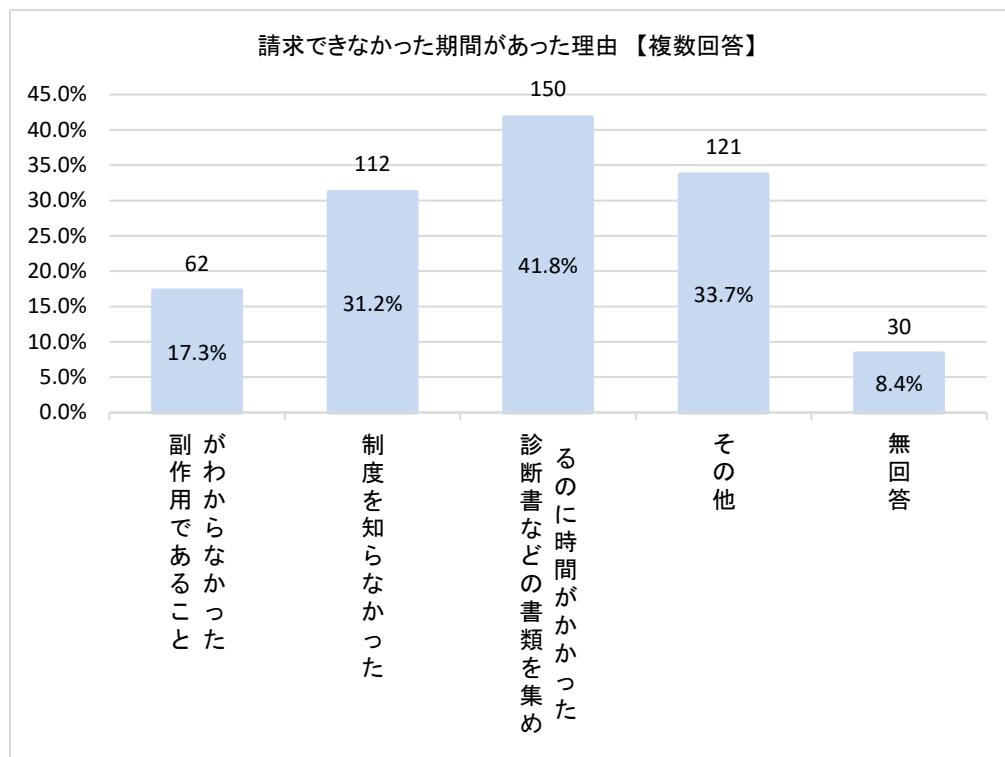
障害年金・障害児養育年金の請求に関して、平成 18 年の調査結果と比較すると、請求できなかった期間がなかったと回答した者の割合が大幅に増えた。



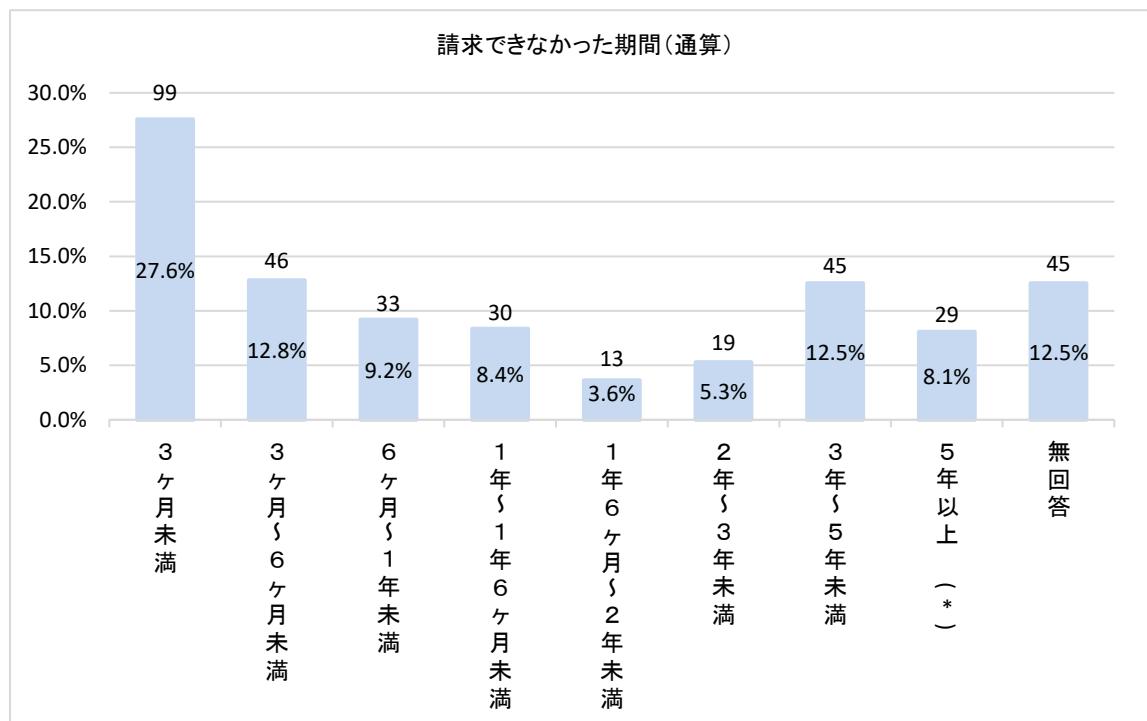
(5)－2 請求できない期間があった 359 人において、請求できなかつた期間があつた理由については、副作用であることがわからなかつたが 62 人で 17.3%、制度を知らなかつたが 112 人で 31.2%、診断書などの書類を集めのに時間がかかつたが 150 人で 41.8%などとなつてゐる。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 119 件)

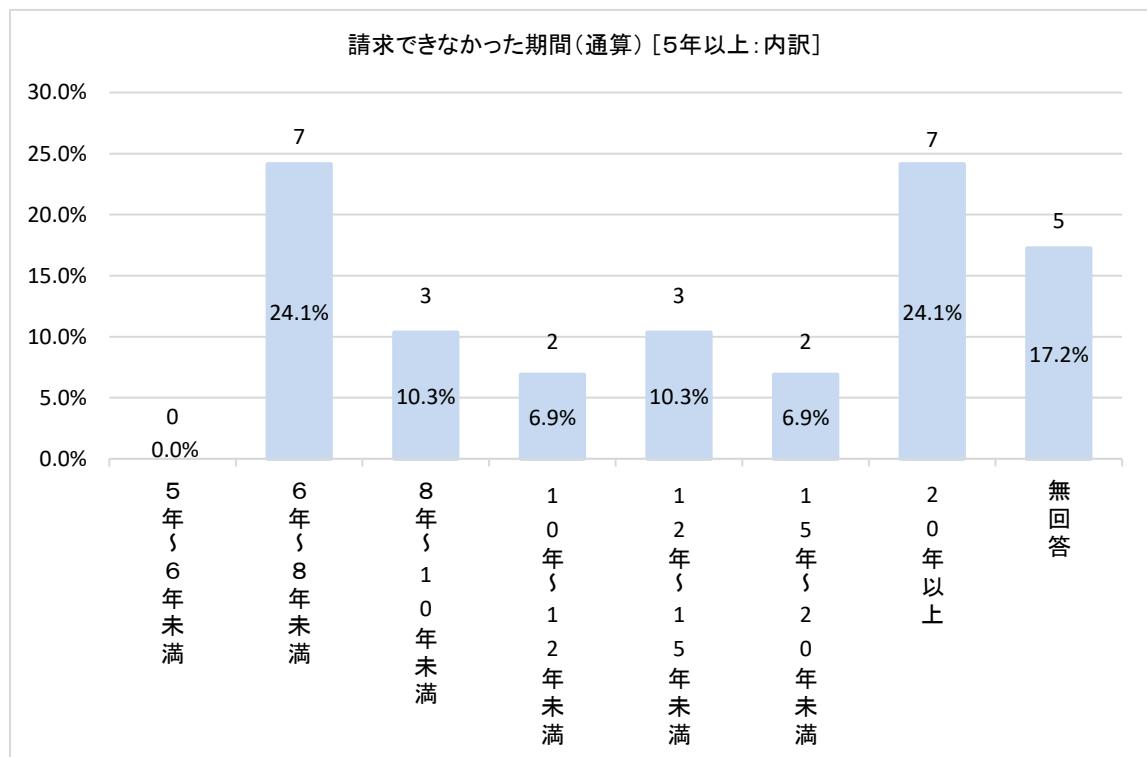
- ①周囲の同意・理解が得られなかつた、精神的につらかつた 33 件
- ②書類が用意できなかつた 24 件
- ③医療機関が協力的ではなかつた、医療機関が制度を知らなかつた 19 件
- ④自分が救済の対象か分からなかつた 19 件 などとなつてゐる。



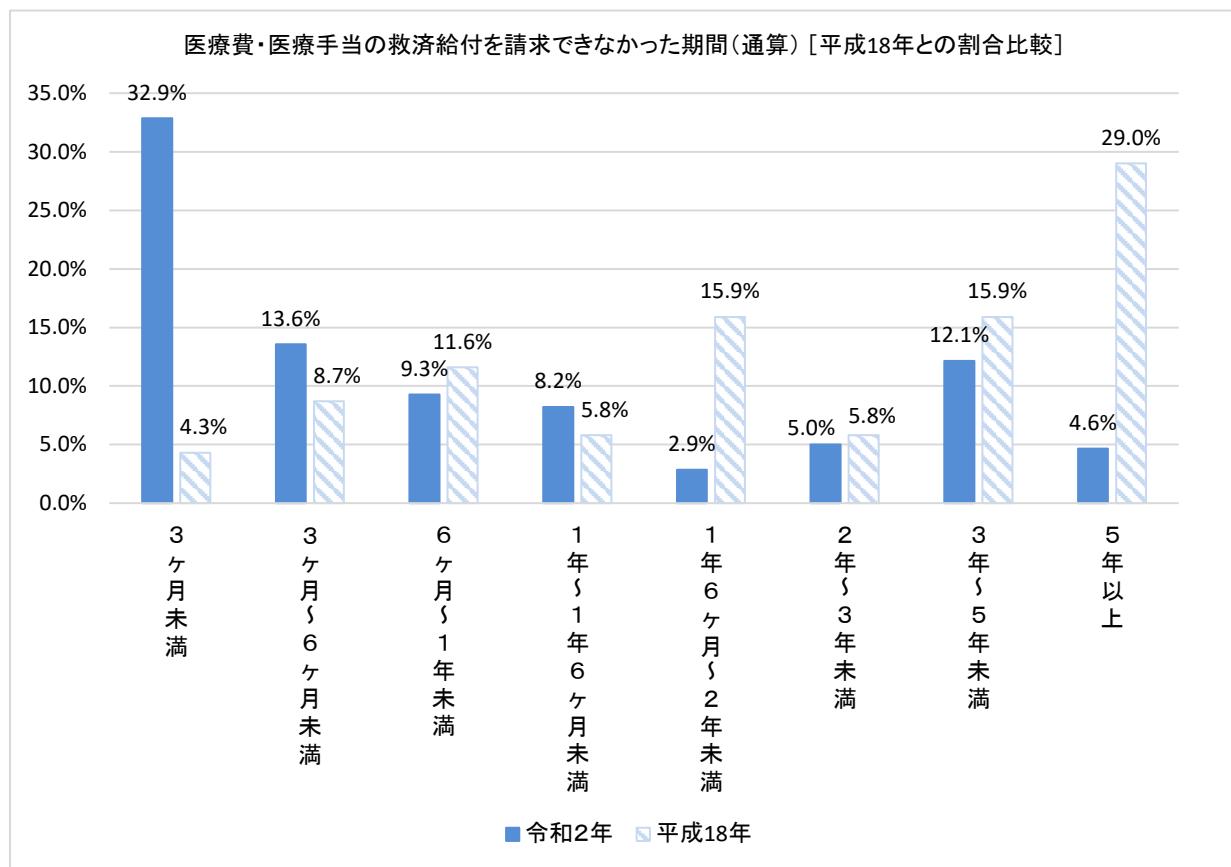
(5)−3 請求できない期間があつた 359 人において、請求できなかつた期間については、5年以上が 29 人で 8.1%、3～5年未満が 45 人で 12.5%、2年～3年未満が 19 人で 5.3%、3ヶ月未満が 99 人で 27.6%などとなつてゐる。



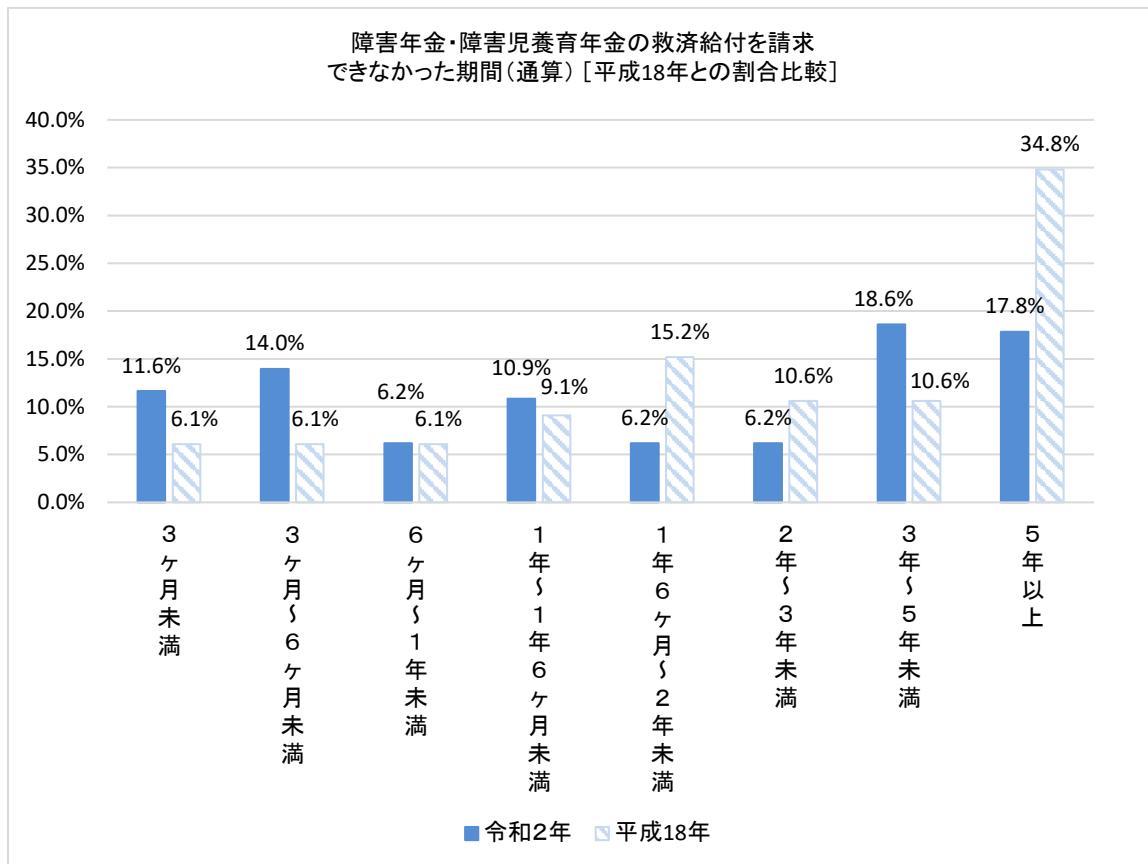
(5)−4 5年以上の 29 人の内訳としては、20 年以上が 7 人で 24.1%、6年～8年未満が 7 人で 24.1%などとなつてゐる。



医療費・医療手当の請求できなかった期間について、平成 18 年の調査結果と比較すると、請求できなかつた期間が長期間に及んだ者の割合は減少し、短期間であった者の割合が大きく増加している。



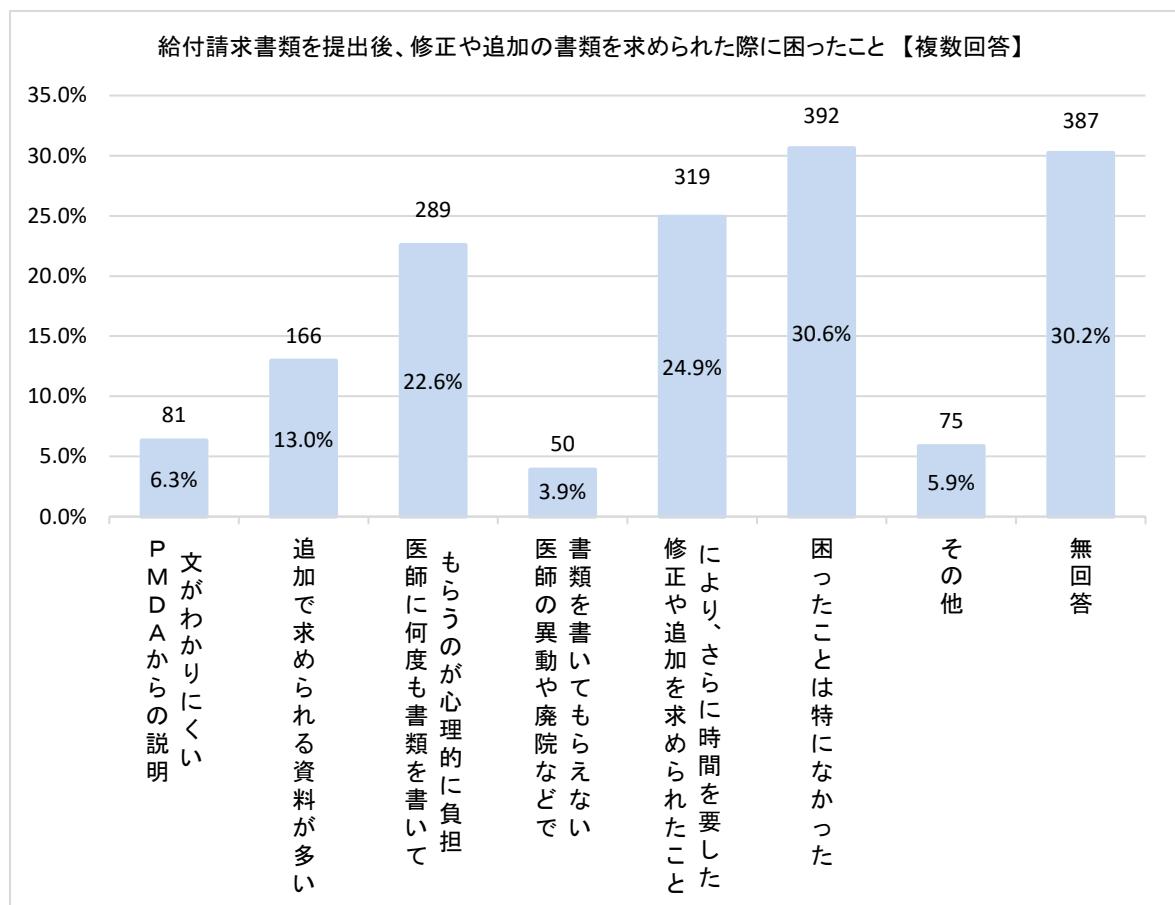
障害年金・障害児養育年金の請求ができなかった期間について、平成18年の調査結果と比較すると、5年以上、2年～3年未満、1年6ヶ月～2年未満がそれぞれ減少しているが、3年～5年未満や1年6ヶ月未満は割合が増加している。



(6) 納付請求書類を提出された後、修正や追加の書類を求められた経験がある方において、困ったことについては、PMDAからの説明文がわかりにくいが 81 人で 6.3%、追加で求められる資料が多いが 166 人で 13.0%、医師に何度も書類を書いてもらうのが心理的に負担が 289 人で 22.6%、医師の異動や病院などで書類を書いてもらえないが 50 人で 3.9%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 74 件)

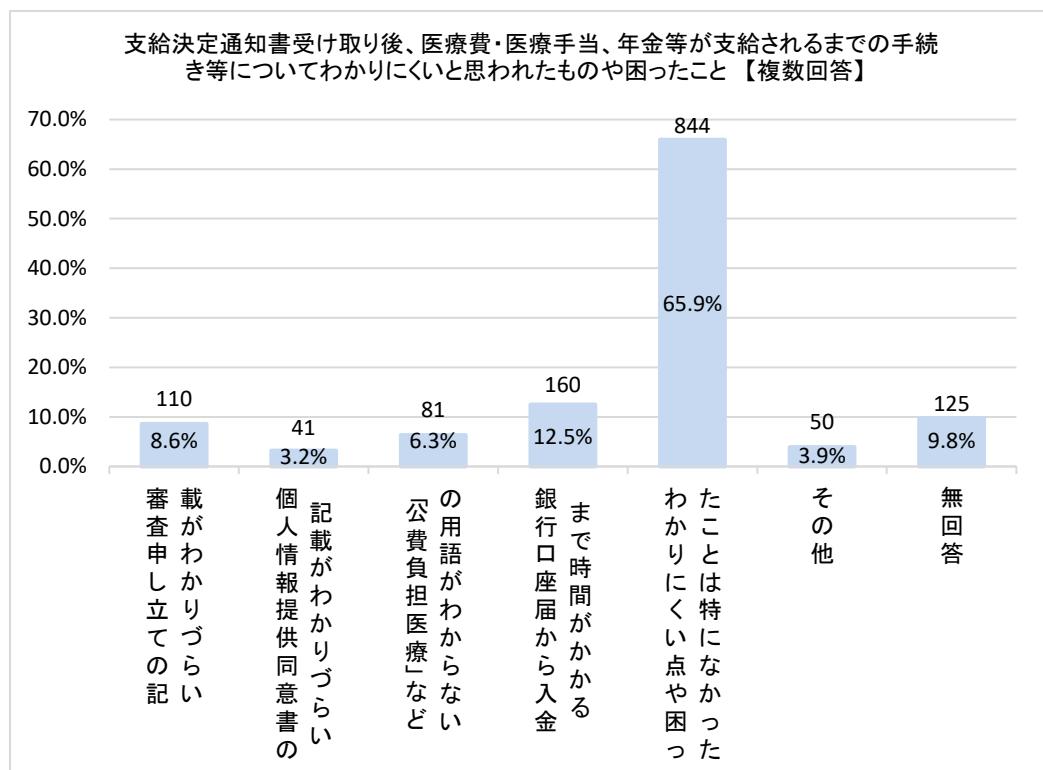
- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ①書類を集めるのが大変だった 19 件 | ②医療機関への説明が大変だった 19 件 |
| ③書類が分かりにくかった 9 件 | ④当時を思い出すことに苦労した、思い出せない 9 件 |
- などとなっている。



(7) 支給決定通知書を受け取られてから、医療費・医療手当、年金等が支給されるまでの手続き等について、わかりにくいと思われたものや困ったことについては、審査申し立ての記載がわかりづらいが 110 人で 8.6%、個人情報提供同意書の記載がわかりづらいが 41 人で 3.2%、「公費負担医療」などの用語がわからないが 81 人で 6.3%、銀行口座届から入金まで時間がかかるが 160 人で 12.5%、わかりにくい点は特になかったが 844 人で 65.9%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 47 件)

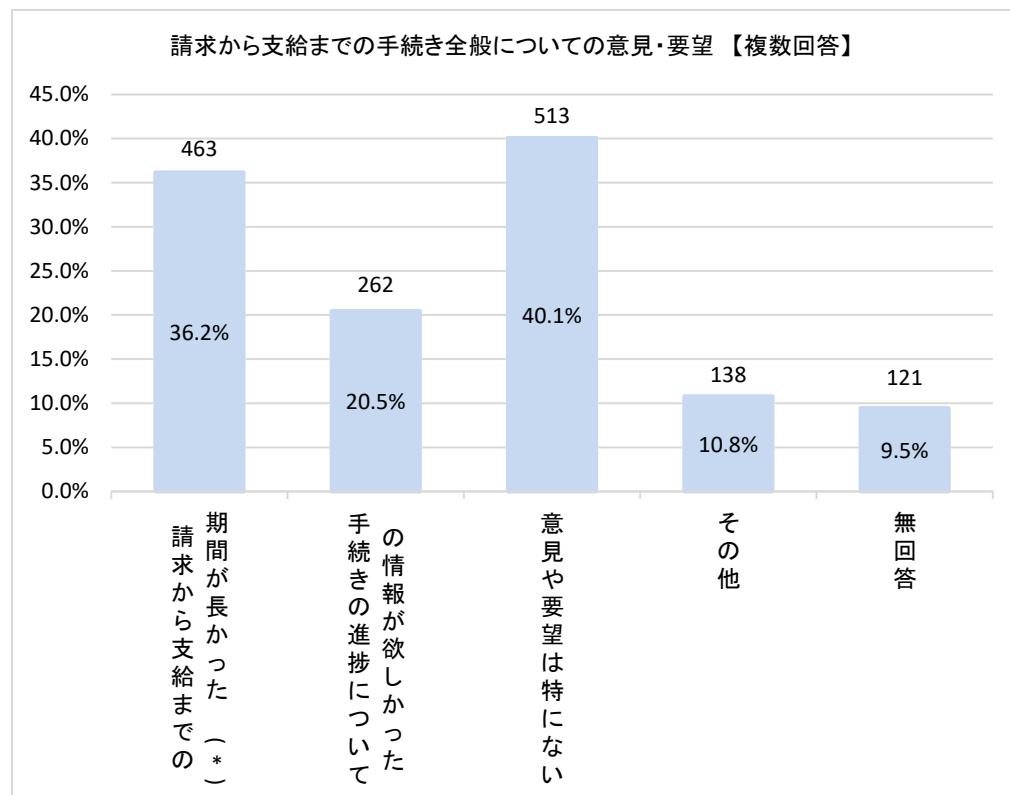
- ③ 手続き全般が分からなかった 7 件 ② 審査に時間がかかった 6 件
② 請求手続きを簡単にしてほしい 4 件 ④ 分からない・覚えていない 8 件 などとなっている。



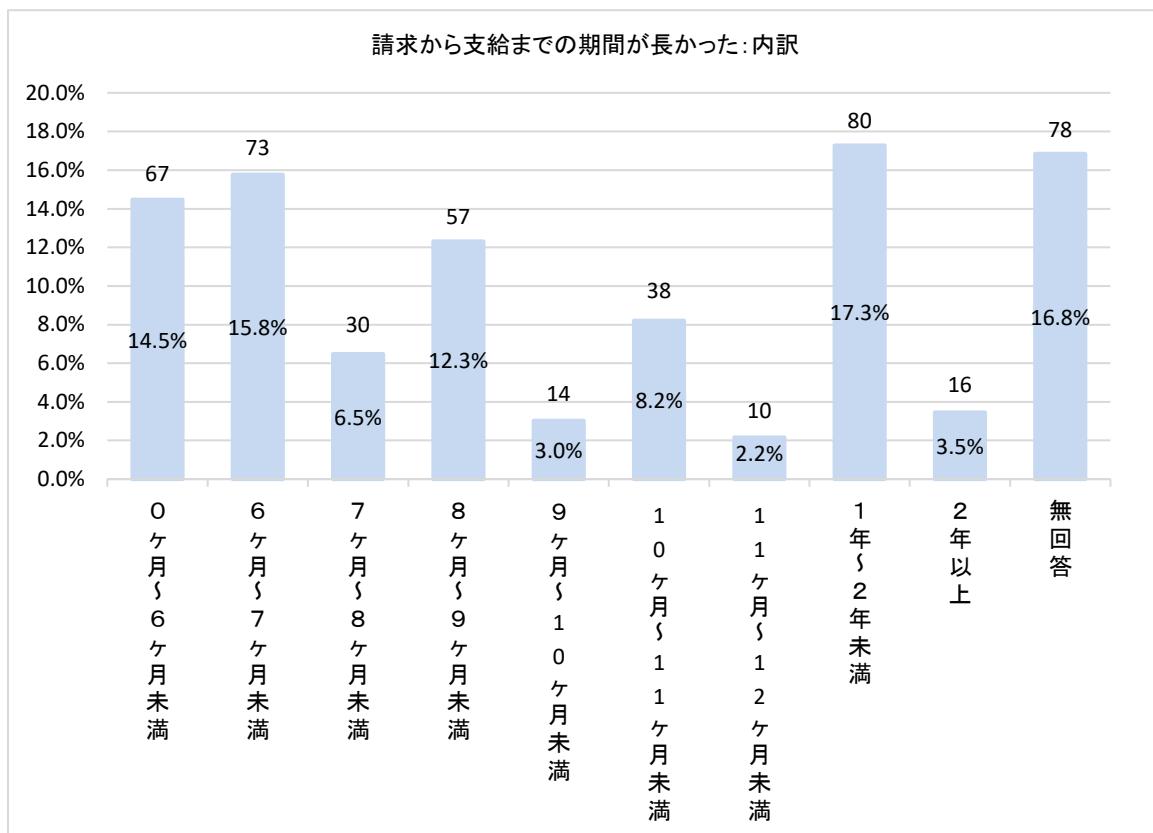
(8)-1 請求から支給までの手続き全般に関する意見・要望については、請求から支給までの期間が長かったが 463 人で 36.2%、手続きの進捗についての情報が欲しかったが 262 人で 20.5%、意見や要望は特にないが 513 人で 40.1%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 144 件)

- ① 請求手続きを簡素化してほしい 27 件 ②制度を広く認知してほしい 25 件
- ② 早くしてほしい(期間短縮)、遅い 18 件 ④わかりにくい 10 件 などとなっている。



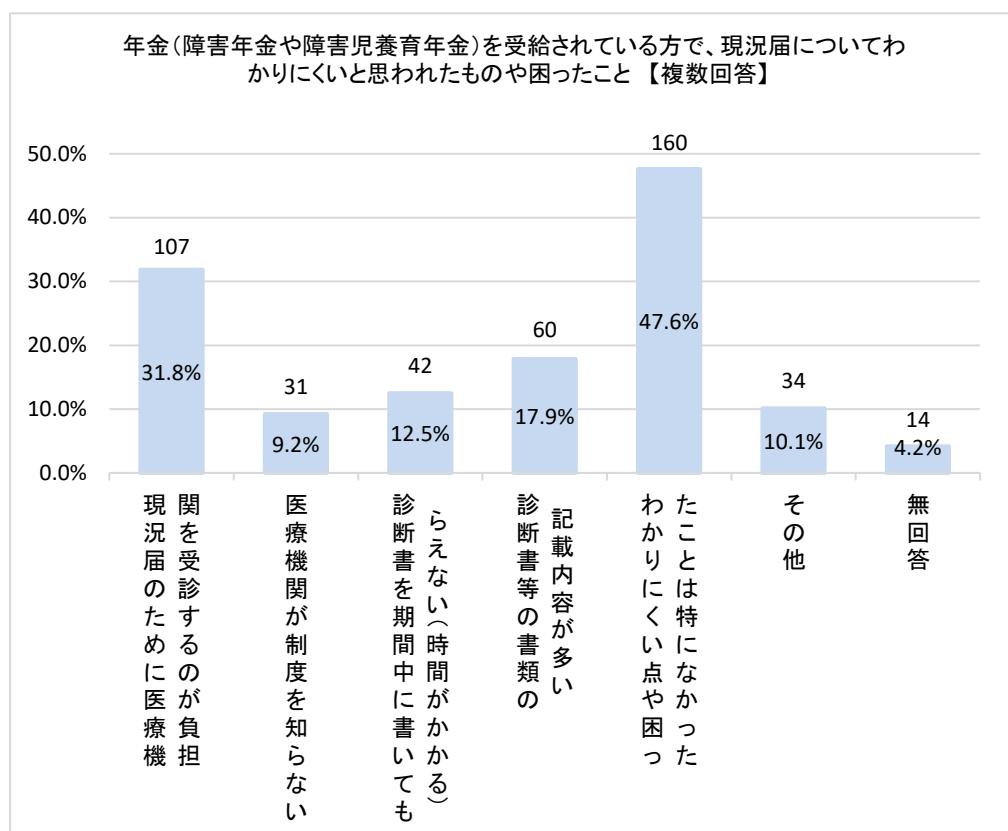
(8)－2 請求から支給までの期間が長かったと回答した 463 人の内訳としては、0ヶ月～6ヶ月未満が 67 人で 14.5%、6ヶ月～7ヶ月未満が 73 人で 15.8%、7ヶ月～8ヶ月未満が 30 人で 6.5%、8ヶ月～9ヶ月未満が 57 人で 12.3%、11ヶ月～12ヶ月未満が 10 人で 2.2%などとなっている。



(9) 年金(障害年金または障害児養育年金)を受給されている 336 人において、毎年提出いただく現況届に関してわかりにくいと思われたものや困ったことについては、現況届のために医療機関を受診するのが負担が 107 人で 31.8%、医療機関が制度を知らないが 31 人で 9.2%、診断書を期間中に書いてもらえない(時間がかかる)が 42 人で 12.5%、診断書等の書類の記載内容が多いが 60 人で 17.9%、わかりにくい点は特になかったが 160 人で 47.6%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 42 件)

- ①毎年提出するのが大変 15 件 ②医師に書類作成を依頼するのが負担 9 件
③書類作成費用がかかる 4 件 ④現況届を知らなかった 2 件 などとなっている。



医薬品副作用被害救済制度をどのようにして知ったかについては、医療機関からが約5割で、その内訳では医師からが6割以上であった。平成18年の調査結果と比較すると、新聞・広告、インターネット、家族など医療機関以外から知った者の割合が増加しており、制度を知り得る機会について医療機関以外のケースが増えたことが窺える。

医薬品の副作用による健康被害が起きてから、医薬品の副作用であるという診断が付くまで1年以上に及んだとした者の割合は、平成18年の調査結果と比較すると大幅に減少している。これは副作用であることが分からぬ期間が短期化していることを示していると言える。

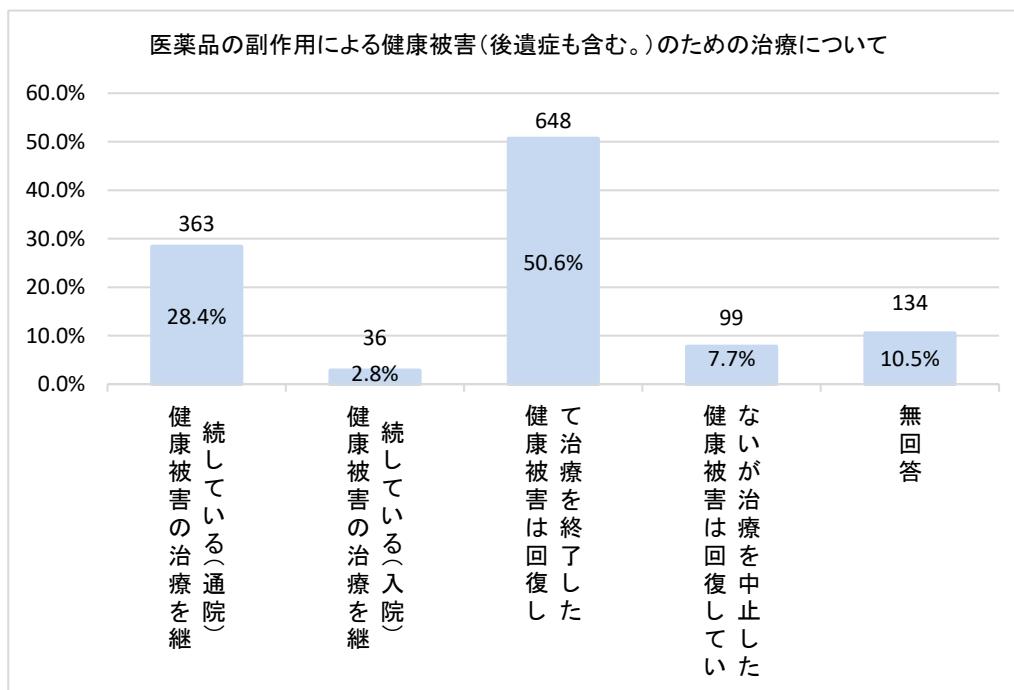
給付請求手続きや書類の書き方でわかりにくいと思われたものや困ったことについては、医療機関に診断書等の書類を書いてもらうのが大変だった(または書いてもらえなかった)という回答が33.7%、医療機関での診断書の作成に時間がかかったという回答が38.3%と、医療機関に関連する回答が全体の約7割を占めており、PMDAとして、医療関係者に対する救済制度のさらなる周知活動を行っていく必要があることを示唆する結果となっている。

救済給付を請求できなかった期間について、医療費・医療手当と障害年金・障害児養育年金それぞれの請求に関して請求できなかった期間がなかったと回答した者の割合が平成18年の調査では39.9%、27.2%となっていたが、今回の調査では70.2%、56.3%となっており、請求できなかった期間がなかったとの回答が大幅に増加している。請求できなかった期間があったとの回答について、その期間の詳細を平成18年の調査結果と比較すると、いずれも5年以上の割合は減少し、3ヶ月未満の割合や3ヶ月～6ヶ月未満の割合が増加しており、請求できない期間があったとしてもその期間については短縮していることが窺える。請求できない期間があった理由としては手続きに必要な書類を集めるために時間がかかったが約4割、救済制度を知らなかつたが約3割を占め、申請書類の簡素化や救済制度の周知等について改善検討を求める意見が多数挙がっている。

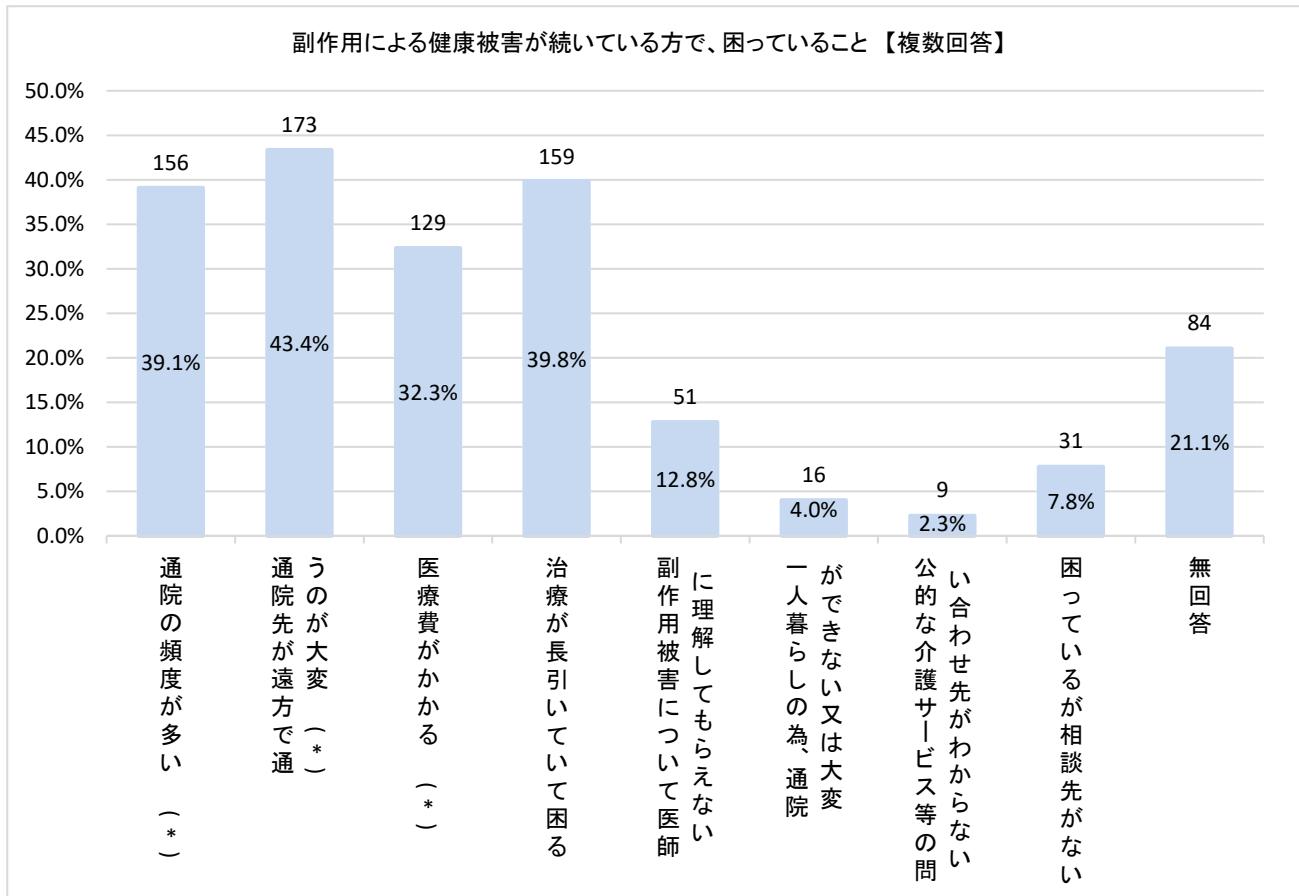
年金(障害年金または障害児養育年金)受給者が現況届を毎年提出するにあたり、困ったことは特にないという回答が一番多い一方、現況届のために医療機関を受診するのが負担、書類の記載内容が多いなどの意見があり、手続きの負担を訴える人が多い結果となっている。

3. 健康被害を受けた方の健康状態、治療状況等について(回答者 1,280 人)

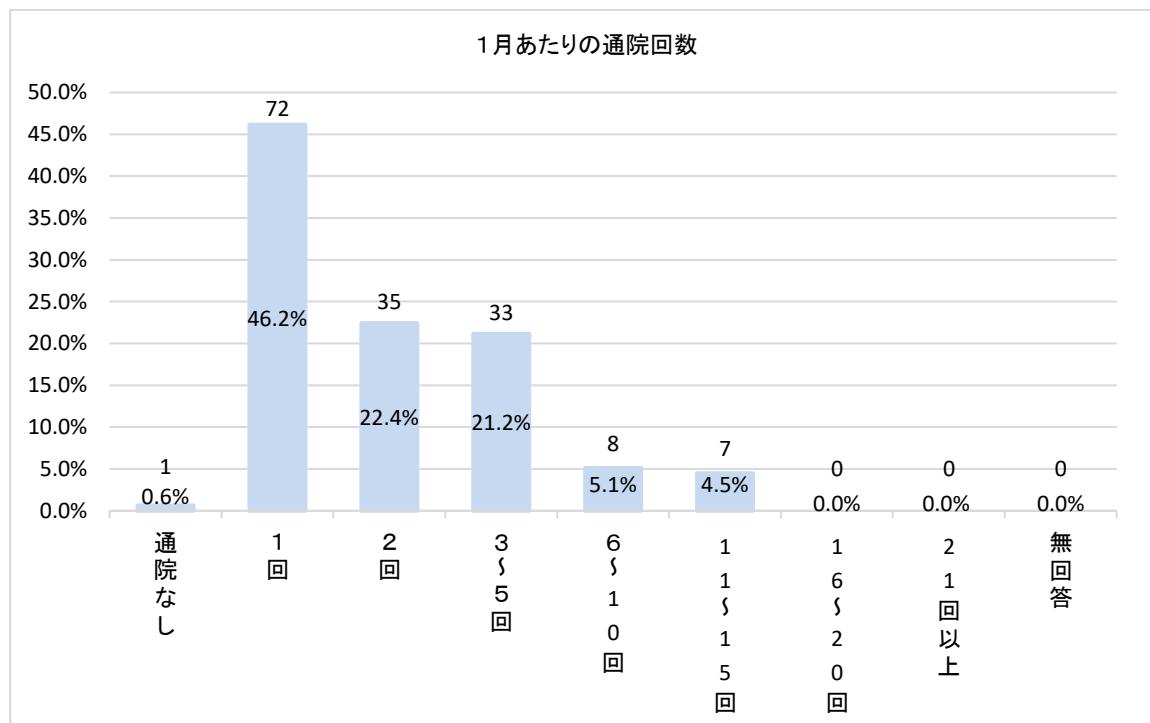
3. (1) 副作用による健康被害(後遺症も含む)の治療については、現在も通院にて治療をしているが 363 人で 28.4%、現在も入院にて治療をしているが 36 人で 2.8%、治療を終了したが 648 人で 50.6%などとなっている。



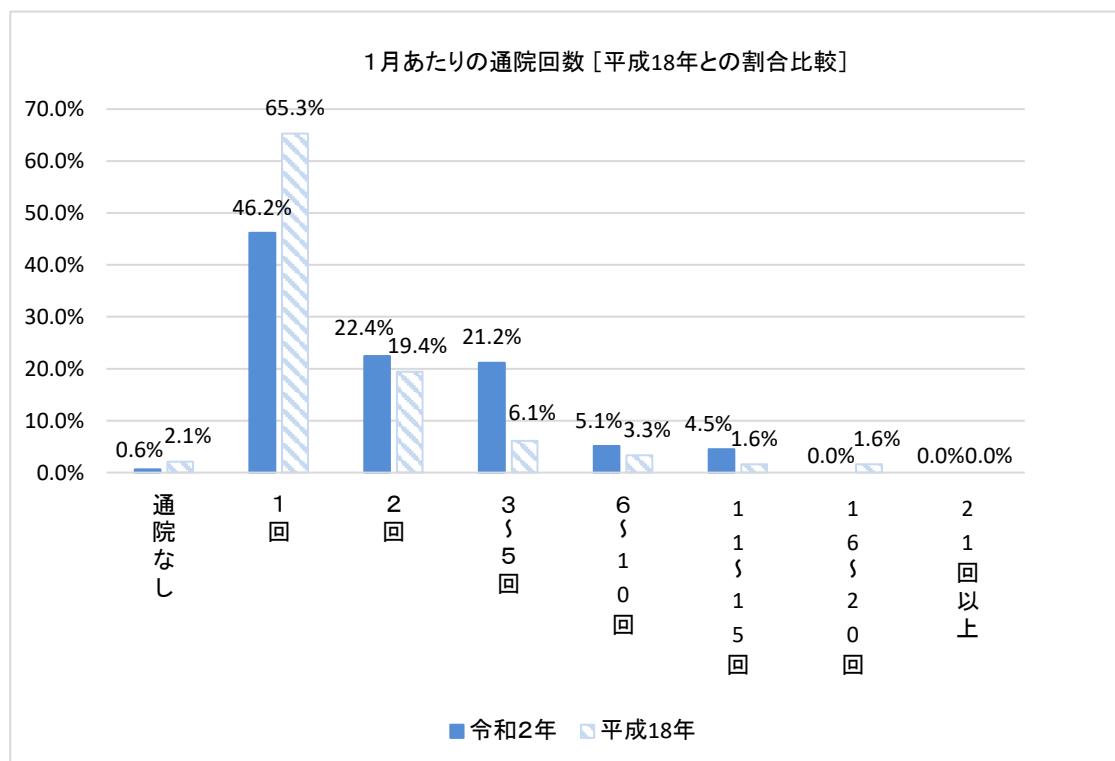
3. (2)－1 副作用による健康被害が続いている399人において、困っていることについては、通院の頻度が多いが156人で39.1%、通院先が遠方で通うのが大変が173人で43.4%、医療費がかかるが129人で32.3%、治療が長引いて困るが159人で39.8%、副作用被害について医師に理解してもらえないが51人で12.8%などとなっている。(複数回答)



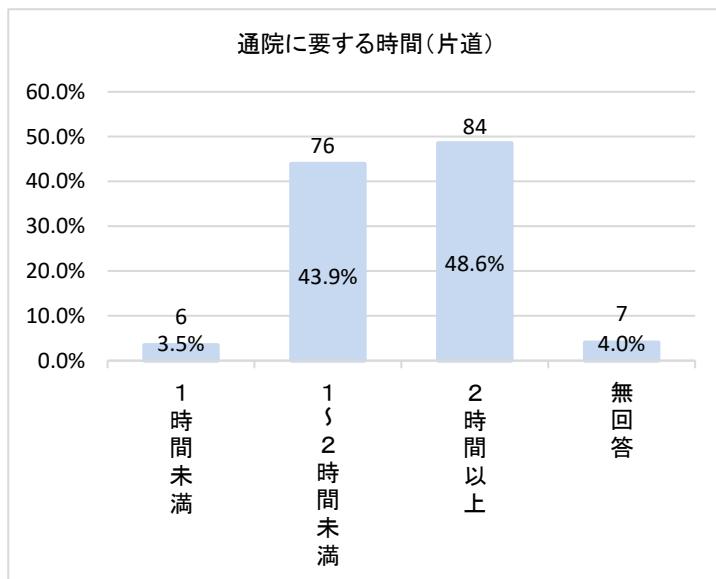
3. (2)－2 「1月あたりの通院回数」については、通院の頻度が多いと答えた 156 人のうち、月1回が 72 人で 46.2%、月2回が 35 人で 22.4%、月3～5回が 33 人で 21.2%などとなっている。



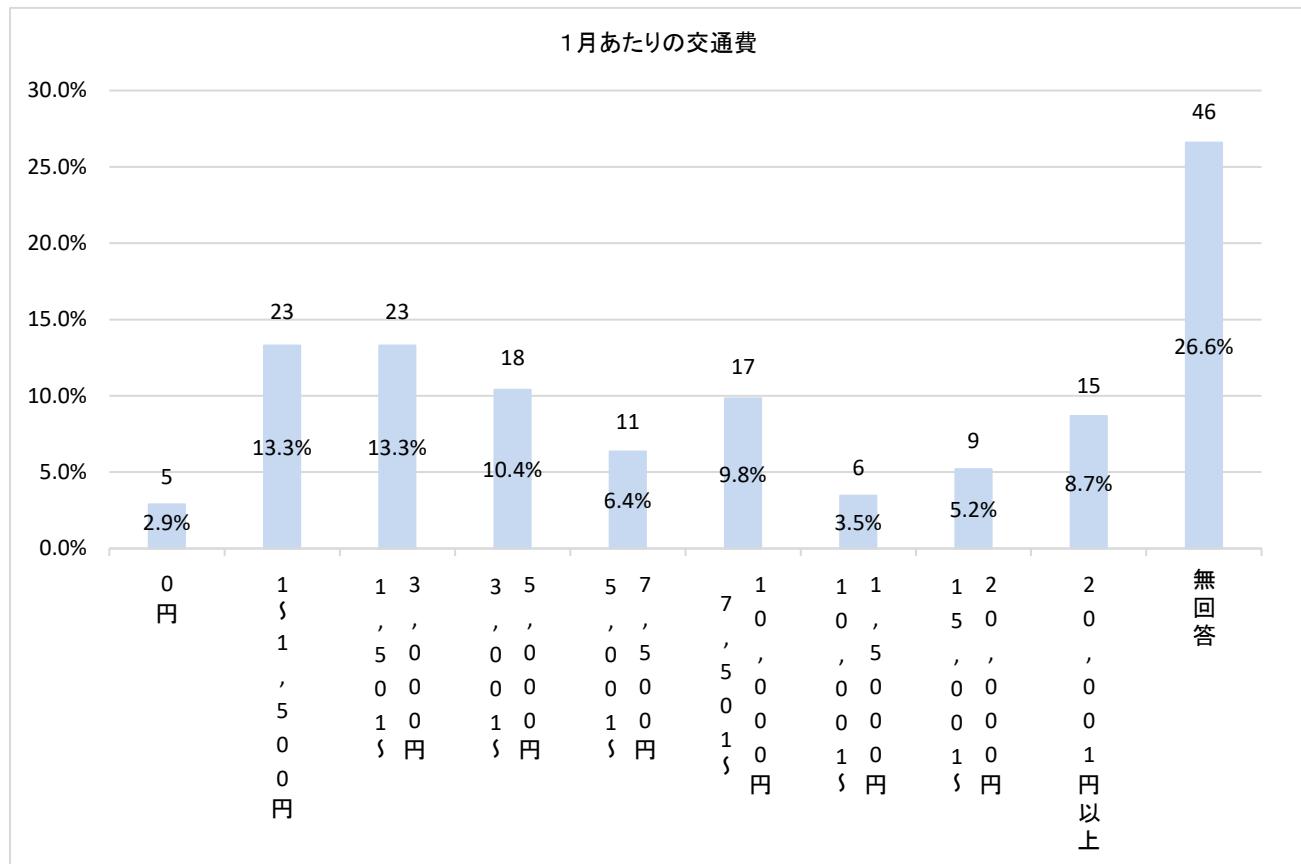
平成 18 年の調査結果と比較すると、月 1 回は減少して月2回等の割合が増加している。1月あたりの通院回数の平均としてみると、3.3 回から 2.6 回に減少している。



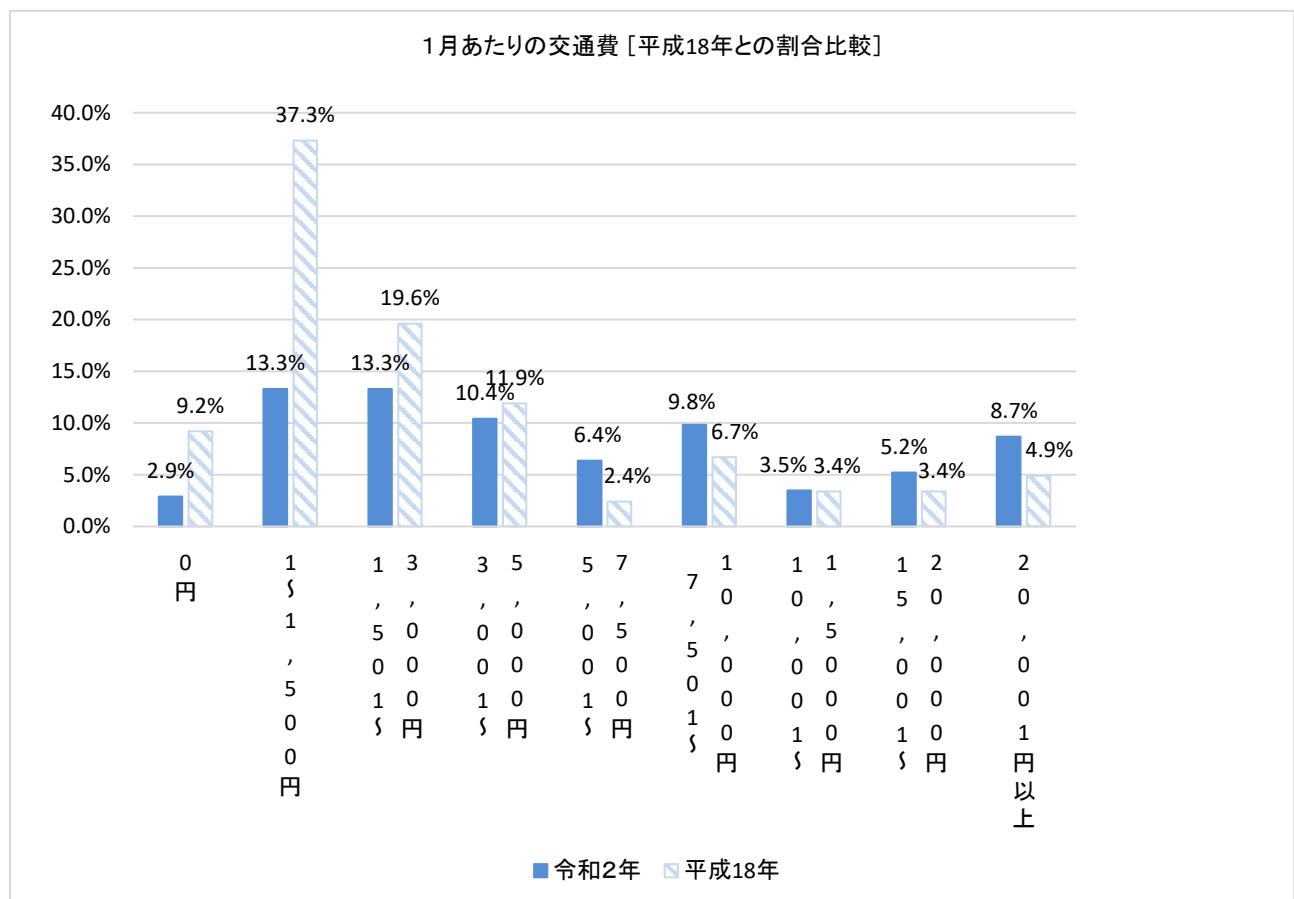
3. (2)－3 「通院に要する時間(片道)」については、通院先が遠方で通うのが大変と答えた 173 人のうち、片道1時間未満が6人で 3.5%、1～2時間未満が 76 人で 43.9%、2時間以上が 84 人で 48.6%などとなっている。



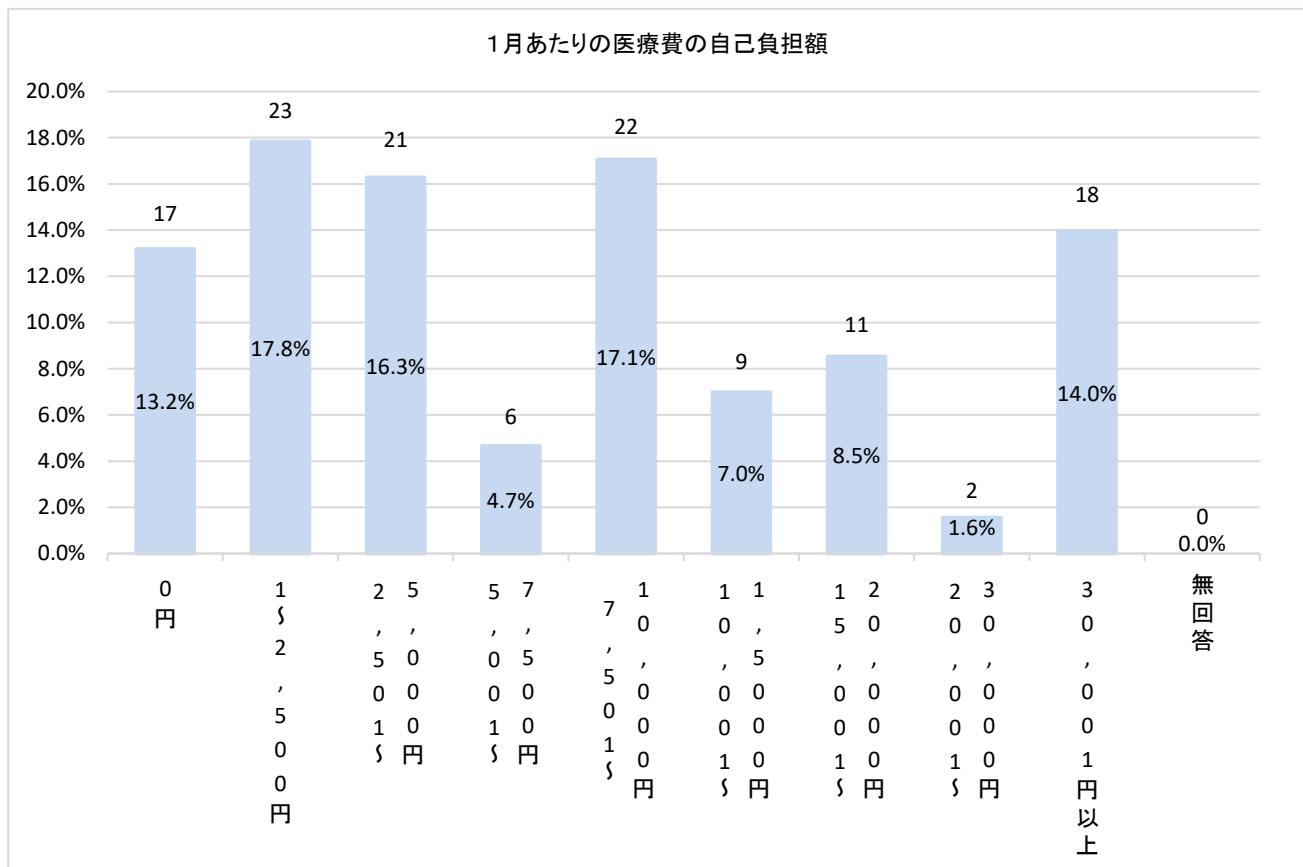
3. (2)-4 「1月あたりの交通費」については、通院先が遠方で通うのが大変と答えた 173 人のうち、1~1,500 円が 23 人で 13.3%、1,501 円~3,000 円が 23 人で 13.3%などとなっており、1月あたりの平均は 10,142 円となっている。



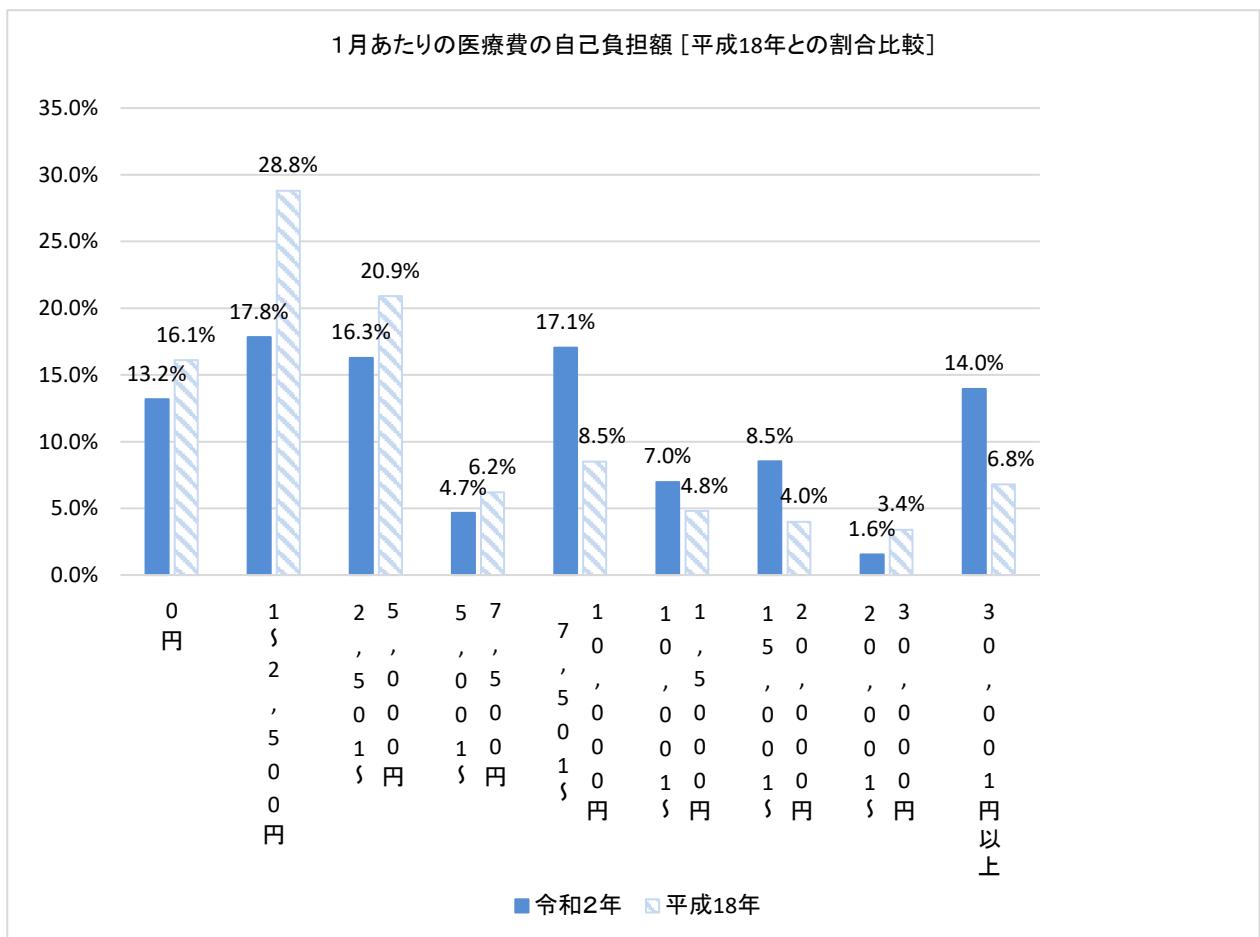
平成 18 年の調査結果と比較すると、高額の割合が増加、1月あたりの平均も 5,546 円から 10,142 円と、交通費の負担が増加している傾向が窺える。



3. (2)－5 「1月あたりの医療費の自己負担」については、医療費がかかると答えた 129 人のうち、1～2,500 円が 23 人で 17.8%、2,501～5,000 円が 21 人で 16.3%などとなっており、1月あたりの平均は 26,062 円となっている。



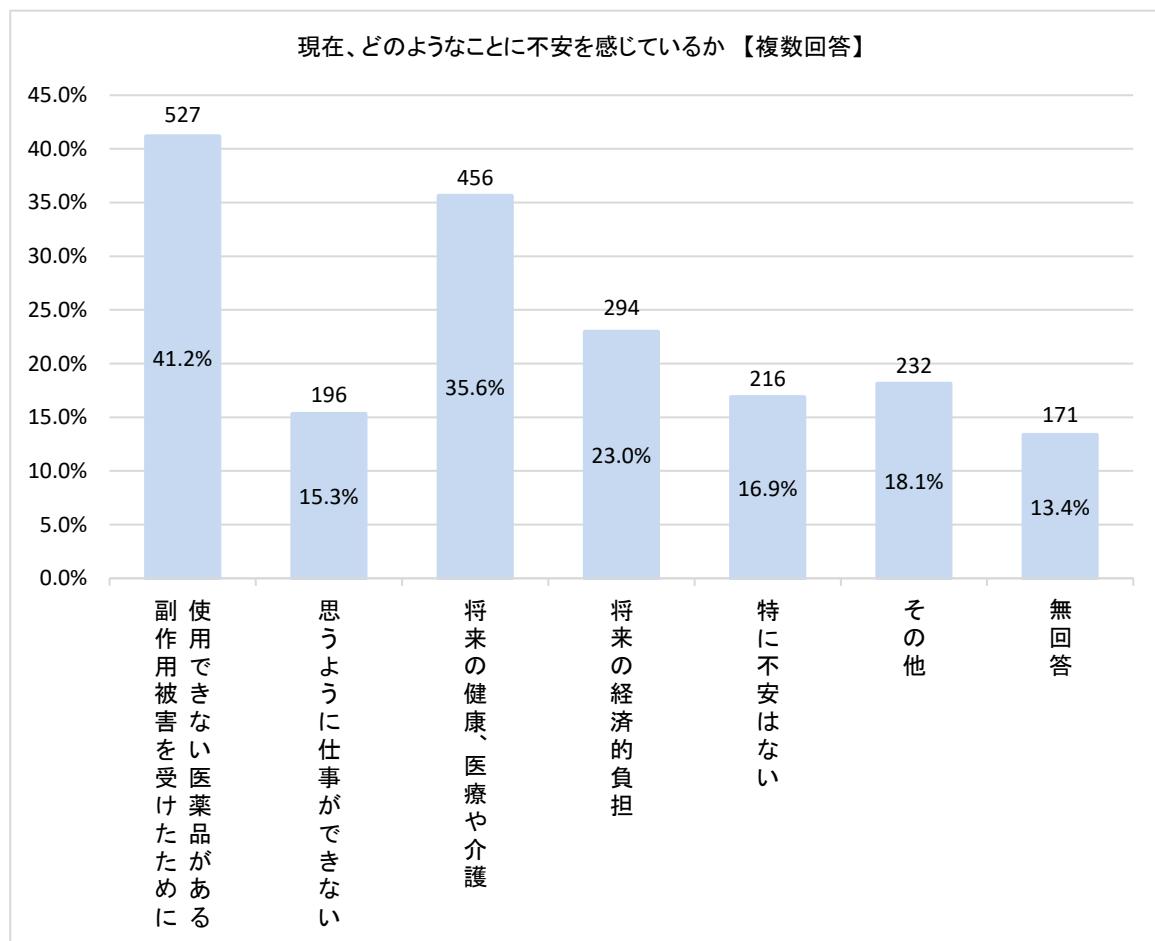
平成 18 年の調査結果と比較すると、高額の割合が増加、1月あたりの平均も 12,424 円から 26,062 円に増加しており、自己負担が多くなっている傾向が窺える。



3. (3) 現在どのように不安を感じているかについては、副作用被害を受けたために使用できない医薬品があるが 527 人で 41.2%、思うように仕事ができないが 196 人で 15.3%、将来の健康、医療や介護が 456 人で 35.6%、将来の経済的負担が 294 人で 23.0%、特に不安はないが 216 人で 16.9%などとなっている。(複数回答)

「その他」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 275 件)

- ①薬の使用や注射(予防接種等) 95 件
 - ②日常生活の不安 49 件
 - ③治療について(安心して治療を受けたい、治療法がない等) 29 件
 - ④後遺症、再発、悪化等 25 件
- などとなっている。



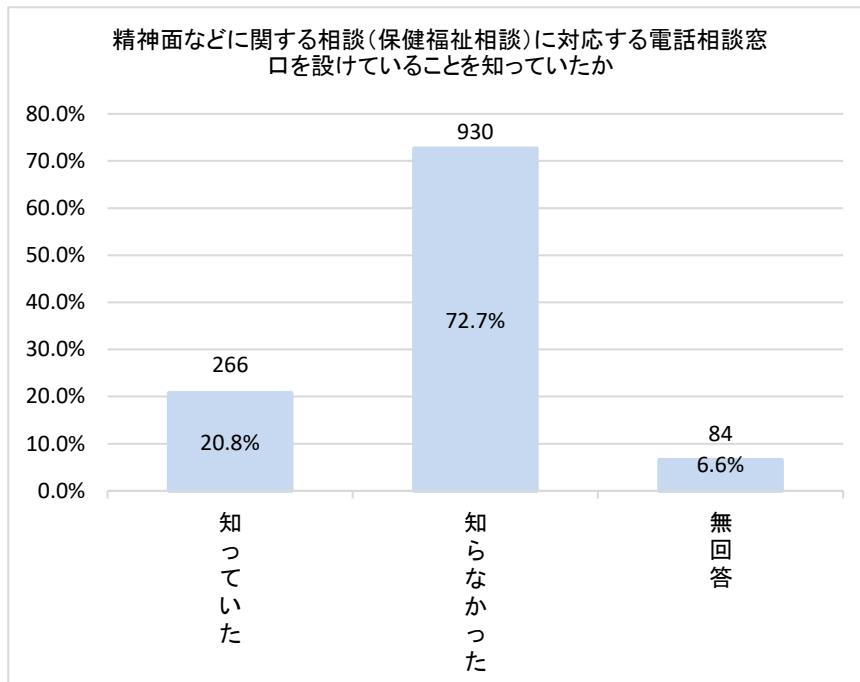
現在も健康被害(後遺症も含む)の治療を継続している方が3割程度見られる。

その治療状況については、月1回受診しているとの回答が4割以上、月2回、月3～5回もそれぞれ2割を超えており、通院回数の平均は平成18年と令和2年を比較すると月3.3回から2.6回に減少している。その一方で、治療が長引いて困る、通院先が遠方で通うのが大変などの回答も多く、健康被害による通院が被害者にとって大きな負担となっていることが窺える。

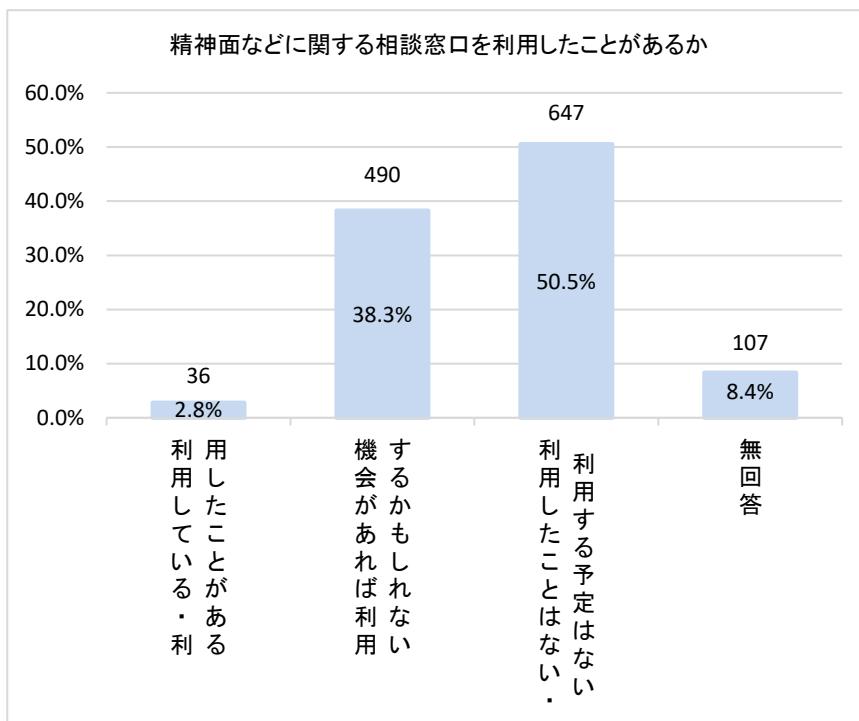
現在どのようなことに不安を感じているかについては、副作用による健康被害を受けたために使用したくても使用できない医薬品があると答えた方が4割以上を占め、将来の健康や医療・介護、経済的負担について不安を抱えている方も多く見られる。いつまで治療が継続していくのか先が見えない不安や、治療法がなく不安を訴える意見もある。また、平成18年の調査では、介護できる人がいない、家族以外に介護等を依頼する費用がないなど、将来の介護等について不安であると回答した人が45.3%と約半数を占めている。日常生活を送る上での不安を感じているという意見は以前から多く、この救済制度を支えにして生活している方もいるようである。

4. 精神面などに関する相談及び受給者カードの発行・交付について(回答者 1,280 人)

4. (1)① 精神面などに関する相談(保健福祉相談)に対応する電話相談窓口を設けていることを知っていたかについては、知っていたが 266 人で 20.8%、知らなかつたが 930 人で 72.7%となっている。



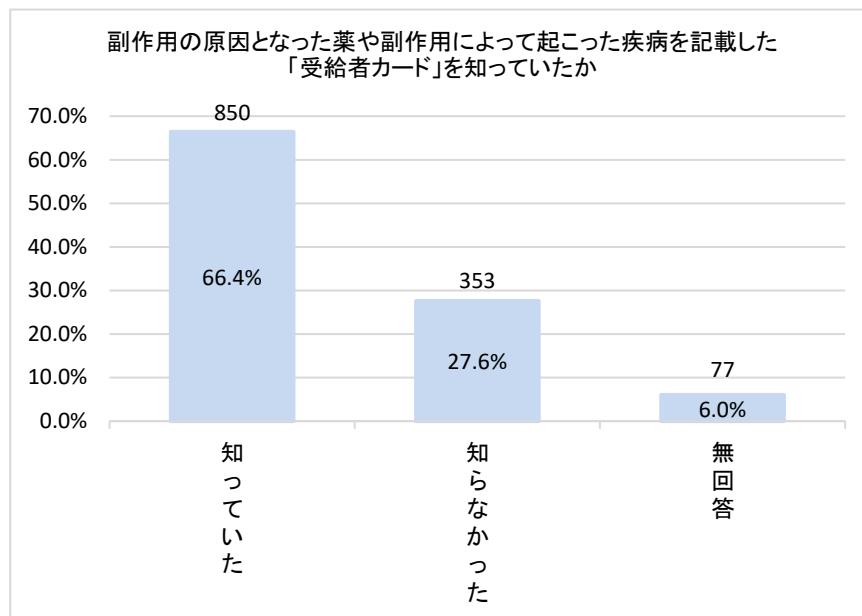
4. (1)(2) 精神面などに関する相談窓口の利用の有無については、利用している・利用したことがあるが 36 人で 2.8%、機会があれば利用するかもしれないが 490 人で 38.3%、利用したことはない・利用する予定はないが 647 人で 50.5% となっている。



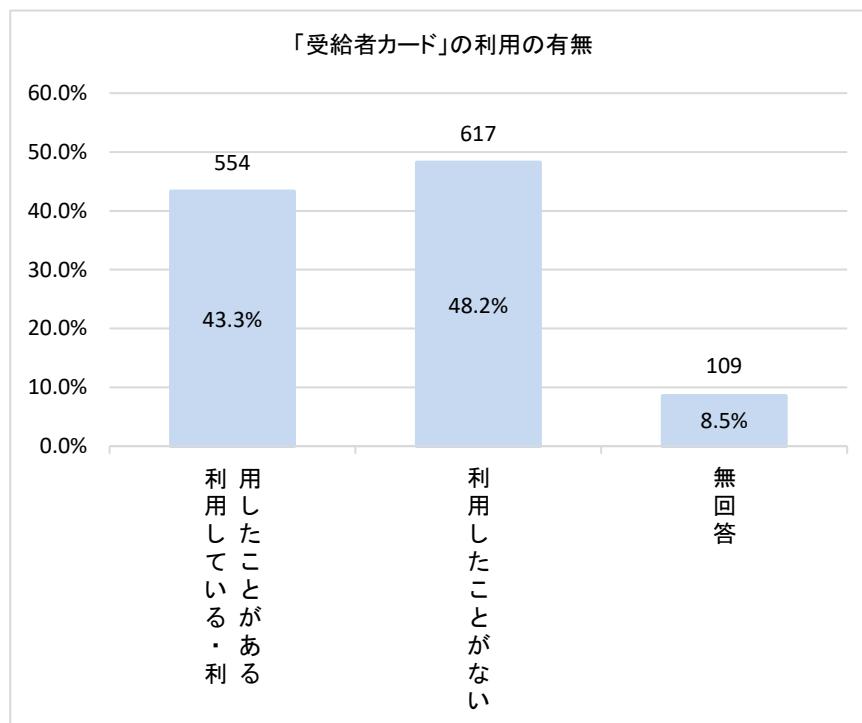
4. (1)(3) 精神面などに関する相談窓口についての意見・要望は下記の通りである。(自由記載:全 162 件)

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ①窓口があつて良かった、今度も利用したい 22 件 | ②窓口の対応に不満がある 13 件 |
| ③気軽に相談窓口を利用できると良い 13 件 | ④具体的なアドバイスや支援をしてほしい 11 件
などとなっている。 |

4. (2)① 副作用の原因となった薬や副作用によって起こった疾病を記載した「受給者カード」を知っていたかについては、知っていたが 850 人で 66.4%、知らなかつたが 353 人で 27.6%となっている。



4. (2)② 受給者カードの利用の有無については、利用している・利用したことがあるが 554 人で 43.3%、利用したことがないが 617 人で 48.2%となっている。



4. (2)(3) 受給者カードについての意見・要望は下記の通りである。(自由記載:全 268 件)

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ①受給者カードがあつて良かった 74 件 | ②受給者カードを活用できていない 39 件 |
| ③医療機関や薬局が受給者カードを知らない、理解していない 26 件 | |
| ④受給者カードを持っていない、知らなかつた 20 件 | などとなっている。 |

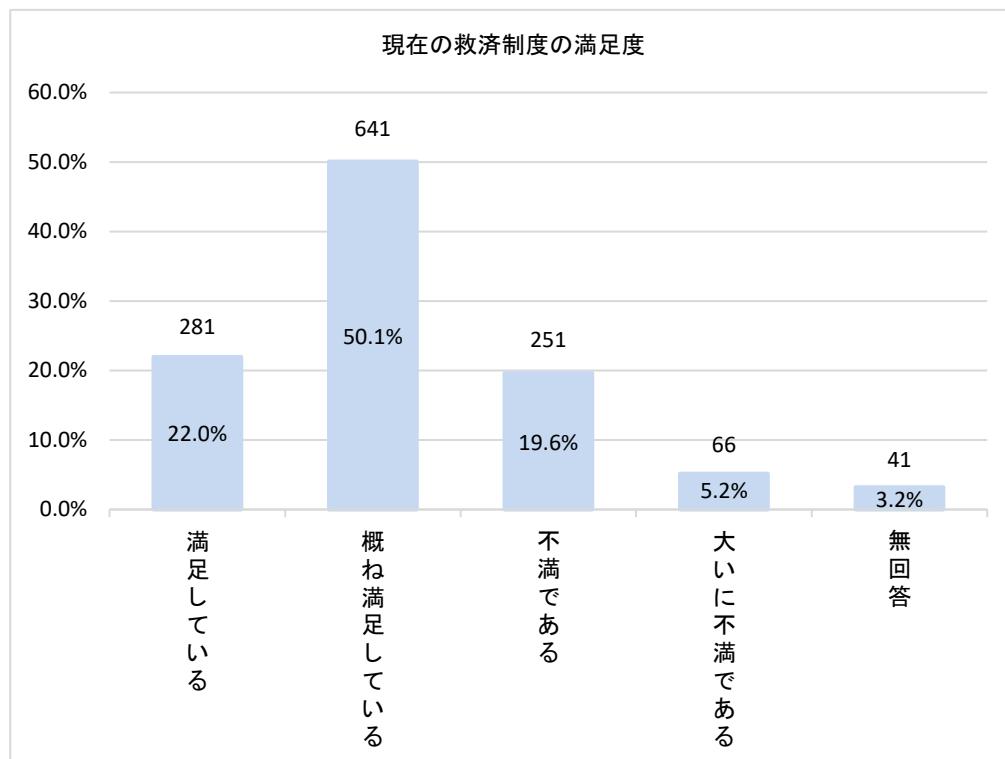
精神面などに関する相談窓口を設けていることを知っていた人が約2割に対し、知らなかつた人が7割超であったことから、現状相談窓口の認知度は高いとは言えず、相談窓口を利用したことはない・利用する予定はないも半数近い回答となっている。相談窓口についての意見としては、相談窓口があつて良かった、今後も利用したいという意見も多く、LINE 相談、オンラインでの相談の導入を希望する意見もあり、気軽に相談できる体制が確保できることで利用者の増加に繋がると考えられる。

受給者カードを知っていた人は6割以上を占めているが、実際に利用している・利用したことがある人よりも利用したことがない人の方が多かった。

受給者カードがあつて良かったという意見がある中、受給者カードを持っているが活用できていないとの意見も見られ、その理由としては受給者カードの認知度の低さやおくすり手帳のほうが利用しやすいといった意見があり、受給者カードの内容をおくすり手帳に記載してほしいとの意見もあつ

5. 現在の救済制度の満足度について(回答者 1,280 人)

現在の救済制度の満足度については、満足しているが 281 人で 22.0%、概ね満足しているが 641 人で 50.1%、不満であるが 251 人で 19.6%、大いに不満であるが 66 人で 5.2% となっている。



「不満である」「大いに不満である」の項目に記載された主な回答(自由記載:全 353 件)

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ①支給金額や救済の対象範囲 101 件 | ②時間がかかり過ぎる 40 件 |
| ③制度の周知を徹底してほしい 36 件 | ④請求手続書類(書類が多い、簡素化してほしい) 23 件 |
- などとなっている。

現在の救済制度について、満足している、概ね満足しているとの回答が7割以上を占めている。

不満である、大いに不満であるとの回答が2割強あったが、その主な意見としては、自己負担した治療費や入院費の割に支給額が少ない、退院後も治療が続いているので継続的に救済をしてほしい、救済の対象範囲を広げてほしい等の制度面での意見が多かった。

また、申請書類が多いため医師を始めとする医療機関への書類作成を依頼するのが大変だった、申請書類を簡素化してほしいという意見も見られた。医療機関へ書類作成をする際に制度を知らない場合や非協力的な場合もあり、これらの点からも制度の周知の徹底や制度への理解を得られるような働きかけをしていくことが必要であると考えられる。

6. (1)救済制度を利用して大変助かったと思われたことや、他の方々に伝えたいことについては、下記の通りである。(自由記載:全 861 件)

①経済的に助かった

207 件

- ・救済制度を利用し、治療や入院費に、充てることが出来て助かりました。
- ・想定外の事だったので、医療費がかなりかかりましたが、救済制度のお陰で金銭的負担が軽くなり、大変有り難かったです。
- ・退院後も含め、検査等に費用がかかったので給付があって助かった。
- ・健康被害により仕事ができなくなり経済的に不安だったが、救済制度を利用して給付を受けることができ、健康面精神面での不安はあるが経済面では助かった。
- ・救済を、通院費用や介護サービス費、看護費、入院費、生活費の足しに使っており助かっている。

②救済制度の周知・広報について

207 件

- ・副作用で困っている方が多い反面、医療機関、医療従事者、患者にもあまり知られていない制度だと思います。もっと周知して安心した治療に繋がればと思います。
- ・今はお薬手帳を持っている人がほとんどなので、どのお薬手帳にも載せて皆さんに広く知ってもらいたいです。
- ・病院の受付辺りに制度を紹介する案内を義務化すると良いと思う。
- ・テレビの CM でこのような制度がある事を知りました。たまたま TV で流れたので請求することができたので、CM や新聞広告で世の中の人に知ってもらうことができればいいなと思いました。
- ・病院や医師が救済制度のことをちゃんと知っていればもっと早く制度を利用できた。病院にポスター等を貼ったほうがいいと思う。

③制度への賛同・感謝

201 件

- ・薬剤を処方した医療機関、副作用が出て経済的にも身体的にも負担となった者、双方にとって有益な制度と感じました。ありがとうございました。
- ・病院の書類で知らなかった検査結果や薬など細かく知ることが出来、それだけでも良かったと思う。薬も医師から言わされた1つだけでなく、副作用をおこした可能性があるものすべて知ることができたのでとても必要な制度だと思う。
- ・助かったことはやはり治療費が保障されたことで治療が継続できるという安心感を得たことです。そしてこの体調不良は急けているのではなく、副反応によるものだと証明できた事は救いのひとつになりました。
- ・年金生活なので入院費用等を支給してもらえてうれしかった。救済制度のおかげでいろいろ勉強できた。
- ・この様な制度が有るとは思って居なかつたので、大変助かりました。

④医療機関(医師等)、薬局への意見

56 件

- ・病院、医師の方々に制度をもっと理解していただき、診断書の作成拒否がなくなることを願います。
- ・被害者側が制度を知らないことが多く、実際に利用するのは被害者の一部に限られていると感じた。病院側から制度を告知し、利用を薦めることで、副作用のデータ収集や今後の対策、見直しにつながるのでは無いか。
- ・副作用が起こって、病院に訴えてようやく、病院が教えてくれた。もっと積極的に病院がこの制度を患者に伝えるべき。
- ・医療関係者(医師、薬剤師)からアドバイスしていただくという方法が良いのではないか。
- ・入院して治療を受け退院した翌日に入院病院で薬診断カードを先生より頂き、それをお薬手帳に貼っていますが、薬を貰う時に、ほとんど見てないように思います。当方より薬局にお話ししますが、関心が少ないと思います。
- ・医薬品の副作用が出た時の担当医から救済制度があるなどと言うことを一度も聞かなかった。医者はそういう制度があるということを知らないものだろうか。

⑤請求手続き類が多い、手続きまでが大変

49 件

- ・医療費として助かりましたが手続きが面倒なので制度を知っていても利用に至らない場合も多いように感じました。
- ・金銭的な支援は非常に助かった反面支給の可否まで時間がかかりすぎる。書類の準備・各機関への依頼に時間がかかる事、者側の負担が多いことからもっと簡単で簡素化を検討していただけたら良いと思います。
- ・体がしんどい時に多量の書類に目をとおして記入し、手続きするのは、とても大変。
- ・実際何をどのように請求手続きをすればいいのか、どの対象に当てはまるのかどの書類を病院に書いてもらうのかややこしい部分もたくさんありました。

⑥救済制度への意見・要望

37 件

- ・対象や手続きの方法、支給金額等、分かりやすく示して欲しい。医師の診断書も含めて、書類はなるべく簡単にしたい。
- ・原因薬剤の調査等も補助を受けて出来ないのかなと思います。
- ・健康被害の救済例や救済状況、救済対象になるのかどうかの判断条件等があれば、HP 上に載せてほしい。
- ・漢字使用について誰が見ても、読みやすくわかりやすい語句で書いてあると有難いと思いました。
- ・医薬品副作用被害救済制度の請求をするにあたって医師も患者も嫌な気持ちにならないような環境になって欲しいと思います。
- ・救済制度を知つてもらう以前に薬には薬害があることを知つてもらうことが先だと思う。
- ・入院のみならず通院に伴う負担も軽減していただければとても充実した制度となるのではないかと考えます。

⑦精神的に助かった

28 件

- ・思わぬ入院や副作用で苦しい思いをしたことに対する救済があり、不安が和らいだ。
- ・経済的な負担が減ったことで、精神的にも負担が減りました。
- ・費用の面でも不安があったが、このような救済制度がある事を知って気持ちが楽になった。
- ・副作用が認められたということで家族の気持ちも楽になった。
- ・生活がしやすくなり精神的にも安心して過ごせるようになった。治療にも専念できる。

⑧伝えたいこと

21 件

- ・この制度を知った事で入院費用をまかなう事ができました。その為にももしかしてと思われる方は退院する時に病院側からもらうすべての資料を取っておく事をおすすめします。
- ・初めて内服する薬は慎重にと伝えたい。
- ・処方薬について、患者側ももっと学ぶ必要を感じている。
- ・自分の病気を申請することにより、前例の一つとなることができた。
- ・市販薬の危険性も知ってほしい。

⑨支給金額が少ない

8 件

- ・給付金をもう少し高くして欲しい。治療している期間の保証も付いてればいいと思う。
- ・入院費用より少なかったので、もう少し援助してもらえた良かったと思います。

⑩薬の使用を控えている、薬を使うのが不安

7 件

- ・ジェネリック医薬品で皮膚症状のアレルギー発症。今後、もう二度と発症しないように、当該薬だけでなく、他のジェネリック医薬品を含め、使用をなるべく控えるようにしている。
- ・今では、薬は内容を確認して飲むようにしています。(かかりつけ医院に診て頂いてから)
- ・救済制度で助かったが、薬を使用すること自体が怖くて飲めない。

⑪相談窓口について

6 件

- ・ちょっとした悩みも聞ける窓口があるといいと思います。
- ・家族の助けが一番だけれど、苦しみを乗り越える為の心のケアをもっと前面に出してあげて下さい。
- ・不明な点がある場合は迷わず PMDA 相談窓口に問い合わせることがいいと思う。

⑫請求期限の延長

1 件

- ・スティーブンソン症候群は申請時期が過ぎているので受け付けられないと言われたが、後遺症で通院している。診断書が有れば期間関係なく認めて欲しい。

- ⑬その他 31 件
- ・副作用であると認められた事は良かったが、だからといって何のメリットもない(病状が改善するわけでもなく、治療もできない)
 - ・自分は今は薬に効きやすい身だと良く分かりました。とっても気を付けています。
 - ・短期間の入院ならばこの制度をすすめない。今は手続したことを後悔している。

- ⑭特になし 2 件

6. (2)救済制度に関して気づいた点については、下記の通りである。(自由記載:全 567 件)

- ①救済制度の周知・広報について 232 件
- ・病院の受付や病院を利用する際にすぐ目に入るような箇所にポスターやパンフレット等を設置するなど徹底してほしい。
 - ・後になり薬局にポスターが貼ってあることに気づきました。口頭でお知らせしてもらえないならせめておくなり手帳にこういう制度があることを印字して下さい。
 - ・書類を病院に記入してもらう際、「このような書類は初めてなので時間がかかる」と言われた。そもそも制度を知らなかつたらしい。国民の認知度を上げて欲しいとも思うが、まず医療現場で周知されていないと制度を利用する時の不便さは解消されないと思う。
 - ・高齢の人にももっと分かりやすく請求しやすい制度になればいいと思う。インターネットを使わない人には難しい制度だと思う。
 - ・明らかに副作用被害があるときは医療機関側から PMDA の存在を教えていただきたい。PMDA という存在をたまたまネット検索して見つけましたが、知らなければ給付を受けていない。
 - ・とても素晴らしい制度なので、もっと手軽に多くの人(医療関係の方、薬を使う方)に広がってもらいたいです。
 - ・副作用の治療をした医療機関の医師と薬剤師で制度の案内をして欲しい。
 - ・自身の場合は、インターネット検索で幸いにも救済制度を知る事が出来たが、救済制度を知らず金銭面や心理面で辛い状態の人も居ると思う。医師や病院が救済制度を知り、救済制度の対象となりそうな人は制度を紹介されるようになれば良いと思う。

②救済制度への意見・要望

77 件

- ・どの科目、どの医療機関にいかっても名前や住所を入力しただけで問診がなくてもアレルギーは分かるようなシステムの確立を望みます。
- ・この制度を利用してから当人と同じ薬でどれほどの方が被害を受けておられるのか、いつも気になります。ホームページを訪れてたびたび毎月、年度ごとのデータを拝見しています。当人と同じ薬剤での被害を探すのですが薬剤ごとに検索が出来れば助かります。
- ・救済を受ける人は身体的なダメージだけでなく精神的なストレスも大きいです。対応する担当者はそこを理解して患者サイドに立った応対をお願いしたいです。
- ・書類ではなく、オンライン申請もあると良い。
- ・診断書の料金(一通、税抜き 4,000~10,000 円)が病院によって違うので、全部揃えるとかなりの額になるため、救済制度に提出する診断書料を統一、又は制度で負担して頂けると助かる。
- ・病院で処置中に副作用が起った場合、病院から製薬会社へ、製薬会社から PMDA へ副作用の報告がされるはずなので、該当する患者にこの救済制度の手続きがされているかどうか、また病院側の記入書類は、患者が申請しなくても病院が直接 PMDA に提出するような方法になれば患者側の負担が少なくなるのではないかと思います。
- ・書類をできれば墨字と点字があれば、本人も読めますので助かります。
- ・3か月に1度、半年に1度でも良いので身辺、健康の事を「お元気ですか？」とTELでもメールでも頂けるとありがたいです。
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構という名称も PMDA という呼称も覚えづらくまた、言いづらいのが認知度が上がらない一因かも知れません。
- ・一般の人にも薬剤副作用の怖さを知って頂く必要があると思います。
- ・自分が当てはまるかそうでないかの判断基準・ラインが分かりにくいので、実際受給されている方の例や当てはまる薬の種類が提示されているとより伝わりやすいと思う。

③請求手続書類が多い・手続きまでが大変

68 件

- ・追加の資料を何度も病院に請求せずに済むように、記入例などをもっと充実させるべきではないでしょうか。その分審査にかかる時間がスピードアップできそうです。
- ・書類について、優しくかみ砕いて言葉を書いてほしい。退院後の体調回復しない中で書くのは大変でした。
- ・自分が救済制度の対象なのか不安のまま書類を用意するので、請求手続きをどうするか考えてしまつた。救済制度の書類やこのアンケートの内容も難しいと感じた。
- ・医薬品や病気の知識に乏しい素人の患者が副作用に気付くのは難しいし、気付いたとしても手続きや医療機関(医師)との書類内容のやり取りは負担が大きい。

④制度への賛同・感謝

47 件

- ・書類をそろえる時、何度も電話で相談に乗っていただきました。いつも、とても丁寧に対応して下さったので大変心強かったです。
- ・大変良い制度だと感じております。様々な状況があり大変だと思いますが、制度普及に向けて、またさらに使いやすくなることを期待しております。
- ・薬は副作用があるのは知っていたが、死に至ることもあることがわかり、驚きました。この制度を利用し、給付金をもらえたので助かりました。
- ・入院を一週間した後、しばらく仕事も休みましたので救済制度があって大変助かりました。

⑤請求から給付まで時間がかかる

29 件

- ・請求から支給までの期間があまりにも長いと感じた。
- ・給付に時間が掛かるのはわかってますが、退院後すぐにサポート出来る何かがあれば助かります。
- ・受給までの期間が長く、途中経過も分からず。

⑥支給金額が少ない

20 件

- ・救済制度といっても、仕事ができなくなった人に完全に生活保障するほどの金額は出ていない。
- ・いただいたお金は全て治療費に使わせていただきましたが、正直もっといただければ助かりました。
- ・障害年金を公的障害年金と同じ様に2ヶ月に一度の支給にして貰えると助かります。

⑦今後の不安

15 件

- ・遺族年金受給しています。子供たちが一番お金がかかる時期に受給期間が終わります。とても不安です。給付期間延ばしてほしいです。
- ・遺族年金は10年となっているが、10年は短い。その後をどのようにして生活していくか考えてしまう。
- ・体調不良が継続していても不支給になってしまったら治療ができなくなるので不安が尽きない。

⑧PMDA から届くお知らせについて

8件

- ・案内等、通知等簡易書留で送られるケースが多いが、普通郵便・メール等でも代替えできるのではないか。
- ・書類を受理しましたというやりとりが何回もあり、郵便代金がもったいないと感じた。
- ・後、まだ審査に時間がかかる旨の通知を頂いたがもう少し早く進捗状況の知らせが欲しかった。
- ・副作用との結果に至るまでの経緯を知りたかったが、教えてもらえなかった。認められました、だけでは不十分かと思う。

⑨問い合わせについて

4件

- ・お電話して質問することも考えましたが上手くお話できるかわからず不安でかけることができません。
- ・フリーダイヤルがありますが、部署違ひだといい、03-〇〇〇へおかげ直しくださいなどとよく言われます。すべての部署につながるよう改善していただきたい。

⑩その他

54件

- ・どの程度の副作用で救済してもらえるのかよくわからなかった。後遺症がある人だけかと思っていた。
- ・薬疹が出たため仕事を休み収入がなかったので、その間の救済制度が新たにできればもっと助かる。
- ・支給決定日から2年近くたってから、この様なアンケート調査を実施されても記憶が薄れています。関係書類は保管しておりますが、もう少し早い時期に実施された方が良いと思います。

⑪特になし

13件

II 健康被害救済制度運用改善等に関するアンケートの集計結果

II 救済制度運用に係るアンケート調査の集計結果

[集計結果]

1. 救済給付の種別について

支給決定された、又は受給されている給付の種類【複数回答】

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	—	—
医療費・医療手当	1,060	82.8%	—
障害年金・障害児養育年金	336	26.3%	—
遺族年金	83	6.5%	—
遺族一時金・葬祭料	79	6.2%	—
無回答	12	0.9%	—

2. 救済給付に係る請求から支給までの手続きについて

2. (1)①ー1 医薬品副作用被害救済制度をどのようにして知ったか 【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
医療機関 (*)	628	49.1%	-
薬局	106	8.3%	-
行政機関 (*)	71	5.5%	-
新聞・広告	164	12.8%	-
インターネット	268	20.9%	-
家族	124	9.7%	-
友人・知人	107	8.4%	16.2% -7.8%
その他	109	8.5%	10.4% -1.9%
無回答	10	0.8%	4.6% -3.8%

2. (1)①ー2 医療機関:内訳 【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	628	-	-
医師	394	62.7%	32.9% 29.8%
歯科医師	2	0.3%	-
薬剤師	86	13.7%	2.9% 10.8%
看護師	19	3.0%	0.0% 3.0%
その他	72	11.5%	-
無回答	86	13.7%	-

2. (1)①ー3 行政機関:内訳 【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	71	-	-
医療安全支援センター	11	15.5%	-
市区町村	27	38.0%	-
保健所	16	22.5%	-
その他	10	14.1%	-
無回答	9	12.7%	-

医薬品副作用被害救済制度をどのようにして知ったか【複数回答】[平成 18 年との割合比較]

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	-	-	-
医師	30.8%	32.9%	-2.1%
歯科医師	0.2%	-	-
薬剤師	6.7%	2.9%	3.8%
看護師	1.5%	0.0%	1.5%
医療機関(その他)	5.6%	-	-
薬局	8.3%	-	-
医療安全支援センター	0.9%	-	-
市区町村	2.1%	-	-
保健所	1.3%	-	-
行政機関(その他)	0.8%	-	-
新聞・広告	12.8%	-	-
インターネット	20.9%	-	-
家族	9.7%	-	-
友人・知人	8.4%	16.2%	-7.8%
その他	8.5%	10.4%	-1.9%
無回答	0.8%	4.6%	-3.8%

2. (1)②－1 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、医薬品の副作用であるという診断が付くまでの期間

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)－(B)
合計	1,280	100.0%	100.0%
1日(被害当日)	135	10.5%	6.4%
2日～4日未満	190	14.8%	7.5%
4日～8日未満	127	9.9%	6.9%
8日～15日未満	118	9.2%	7.5%
15日～2月未満	203	15.9%	11.6%
2月～4月未満	89	7.0%	7.5%
4月～7月未満	73	5.7%	10.4%
7月～1年未満	124	9.7%	8.1%
1年以上 (*)	207	16.2%	24.3%
無回答	14	1.1%	9.8%
			-8.7%

2. (1)②－2 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、医薬品の副作用であるという診断が付くまでの期間 [1年以上:内訳]

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)－(B)
合計	207	100.0%	-
1年～2年未満	53	25.6%	-
2年～3年未満	48	23.2%	-
3年～4年未満	26	12.6%	-
4年～5年未満	16	7.7%	-
5年以上	31	15.0%	-
無回答	33	15.9%	-

2. (1)③-1 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、救済制度を知るまでの期間

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
1日(被害当日)	63	4.9%	-
2日～4日未満	101	7.9%	-
4日～8日未満	112	8.8%	-
8日～15日未満	142	11.1%	-
15日～2月未満	328	25.6%	-
2月～4月未満	116	9.1%	-
4月～7月未満	80	6.3%	-
7月～1年未満	114	8.9%	-
1年以上 (*)	199	15.5%	-
無回答	25	2.0%	-

2. (1)③-2 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、救済制度を知るまでの期間 [1年以上:内訳]

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	199	100.0%	-
1年～2年未満	29	14.6%	-
2年～3年未満	39	19.6%	-
3年～4年未満	28	14.1%	-
4年～5年未満	25	12.6%	-
5年以上	44	22.1%	-
無回答	34	17.1%	-

2. (1)④-1 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、原因と思われる医薬品の使用を続けた期間

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	100.0% 0.0%
1日(被害当日)	403	31.5%	35.3% -3.8%
2日～4日未満	168	13.1%	9.2% 3.9%
4日～8日未満	140	10.9%	8.1% 2.8%
8日～15日未満	105	8.2%	2.3% 5.9%
15日～2月未満	162	12.7%	8.1% 4.6%
2月～4月未満	54	4.2%	2.9% 1.3%
4月～7月未満	38	3.0%	2.9% 0.1%
7月～1年未満	35	2.7%	5.2% -2.5%
1年以上 (*)	111	8.7%	9.2% -0.5%
被害が起きる前に服薬を中止	-	-	5.8% -
無回答	64	5.0%	11.0% -6.0%

2. (1)④-2 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、原因と思われる医薬品の使用を続けた期間 [1年以上:内訳]

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	111	100.0%	-
1年～2年未満	9	8.1%	-
2年～3年未満	16	14.4%	-
3年～4年未満	11	9.9%	-
4年～5年未満	7	6.3%	-
5年以上	29	26.1%	-
無回答	39	35.1%	-

2. (1)⑤-1 給付請求手続きや書類の書き方についての相談先【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
医療機関 (*)	485	37.9%	-
薬局	23	1.8%	-
PMDA(医薬品医療機器総合機構)相談窓口	967	75.5%	-
その他の行政機関	31	2.4%	-
家族	192	15.0%	-
友人・知人	47	3.7%	-
その他	54	4.2%	-
相談しなかった	224	17.5%	-
無回答	8	0.6%	-

2. (1)⑤-2 医療機関:内訳【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	485	-	-
医師	292	60.2%	-
歯科医師	1	0.2%	-
薬剤師	55	11.3%	-
看護師	19	3.9%	-
その他	78	16.1%	-
無回答	80	16.5%	-

2. (1)⑥ PMDA の電話相談窓口について困ったことや不満だった点【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	967	-	-
電話がなかなかつながらなかつた	52	5.4%	-
相談後、書類の到着に時間がかかった	68	7.0%	-
副作用被害の症状や経過を自分で説明するのが大変だった	161	16.6%	-
不満な点は特になかった	650	67.2%	-
その他	166	17.2%	-
無回答	15	1.6%	-

(2) PMDA のホームページでの手続き等の案内について、わかりにくくと思われたもの【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
専門用語が多い	85	6.6%	-
自分に必要な書類がわからなかつた	228	17.8%	-
どこを見たらよいかわからなかつた	123	9.6%	-
わかりにくく点は特になかった	565	44.1%	-
その他	125	9.8%	-
無回答	319	24.9%	-

(3) 給付請求手続きや書類の書き方について、わかりにくくと思われたものや困ったこと【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
どの書類をどこで書いてもらうのかわかりづらい	219	17.1%	-
書類の内容を理解するのが難しい	368	28.8%	-
記入例がわかりづらい	128	10.0%	-
医療機関に診断書や受診証明書を書いてもらうのが大変だった (または書いてもらえなかつた)	431	33.7%	-
医療機関での診断書の作成に時間がかかった	490	38.3%	-
受診証明書に書いてもらうべき金額(入院・外来)がわかりづらい	116	9.1%	-
レシートがなくて、薬局に販売証明書を書いてもらえなかつた	19	1.5%	-
手続きや書類の書き方について、わかりにくく点は特になかつた	367	28.7%	-
無回答	140	10.9%	-

(4)－1 請求様式が手元に届いてから、請求書類を提出するまでの期間

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	－
1ヶ月未満	308	24.1%	－
1ヶ月～3ヶ月未満	519	40.5%	－
3ヶ月～6ヶ月未満	227	17.7%	－
6ヶ月～1年未満	123	9.6%	－
1年以上 (*)	41	3.2%	－
無回答	62	4.8%	－

(4)－2 請求様式が手元に届いてから、請求書類を提出するまでの期間 [1年以上:内訳]

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	41	100.0%	－
1年～2年未満	10	24.4%	－
2年～3年未満	9	22.0%	－
3年～4年未満	5	12.2%	－
4年～5年未満	2	4.9%	－
5年以上	3	7.3%	－
無回答	12	29.3%	－

(5)－1 何らかの理由で請求できなかった期間の有無

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	－
なかつた	866	67.7%	－
あつた (*)	359	28.0%	－
無回答	55	4.3%	－

何らかの理由で請求できなかった期間があった救済給付の内訳【複数回答】

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	359	－	－
医療費・医療手当	280	78.0%	－
障害年金・障害児養育年金	129	35.9%	－
遺族年金	21	5.8%	－
遺族一時金・葬祭料	23	6.4%	－
無回答	4	1.1%	－

医療費・医療手当の救済給付を請求できなかった期間の有無 [平成 18 年との割合比較]

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)–(B)
合計	100.0%	100.0%	0.0%
なかつた	70.2%	39.9%	30.3%
あつた	26.4%	39.9%	-13.5%
無回答	3.4%	20.2%	-16.8%

障害年金・障害児養育年金の救済給付を請求できなかった期間の有無 [平成 18 年との割合比較]

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)–(B)
合計	100.0%	100.0%	0.0%
なかつた	56.3%	27.2%	29.1%
あつた	38.4%	38.2%	0.2%
無回答	5.4%	34.7%	-29.3%

(5)–2 請求できなかつた期間があつた理由【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)–(B)
合計	359	-	-
副作用であることがわからなかつた	62	17.3%	-
制度を知らなかつた	112	31.2%	-
診断書などの書類を集めるとに時間がかかつた	150	41.8%	-
その他	121	33.7%	-
無回答	30	8.4%	-

(5)–3 請求できなかつた期間(通算)

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)–(B)
合計	359	100.0%	-
3ヶ月未満	99	27.6%	-
3ヶ月～6ヶ月未満	46	12.8%	-
6ヶ月～1年未満	33	9.2%	-
1年～1年6ヶ月未満	30	8.4%	-
1年6ヶ月～2年未満	13	3.6%	-
2年～3年未満	19	5.3%	-
3年～5年未満	45	12.5%	-
5年以上 (*)	29	8.1%	-
無回答	45	12.5%	-

(5)－4 請求できなかった期間(通算) [5年以上:内訳]

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	29	100.0%	-
5年～6年未満	0	0.0%	-
6年～8年未満	7	24.1%	-
8年～10年未満	3	10.3%	-
10年～12年未満	2	6.9%	-
12年～15年未満	3	10.3%	-
15年～20年未満	2	6.9%	-
20年以上	7	24.1%	-
無回答	5	17.2%	-

医療費・医療手当の救済給付を請求できなかった期間(通算) [平成18年との割合比較]

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	100.0%	100.0%	0.0%
3ヶ月未満	32.9%	4.3%	28.6%
3ヶ月～6ヶ月未満	13.6%	8.7%	4.9%
6ヶ月～1年未満	9.3%	11.6%	-2.3%
1年～1年6ヶ月未満	8.2%	5.8%	2.4%
1年6ヶ月～2年未満	2.9%	15.9%	-13.0%
2年～3年未満	5.0%	5.8%	-0.8%
3年～5年未満	12.1%	15.9%	-3.8%
5年以上	4.6%	29.0%	-24.4%
無回答	11.4%	2.9%	8.5%

障害年金・障害児養育年金の救済給付を請求できなかった期間(通算) [平成18年との割合比較]

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	100.0%	100.0%	0.0%
3ヶ月未満	11.6%	6.1%	5.5%
3ヶ月～6ヶ月未満	14.0%	6.1%	7.9%
6ヶ月～1年未満	6.2%	6.1%	0.1%
1年～1年6ヶ月未満	10.9%	9.1%	1.8%
1年6ヶ月～2年未満	6.2%	15.2%	-9.0%
2年～3年未満	6.2%	10.6%	-4.4%
3年～5年未満	18.6%	10.6%	8.0%
5年以上	17.8%	34.8%	-17.0%
無回答	8.5%	1.5%	7.0%

(6) 納付請求書類を提出後、修正や追加の書類を求められた際に困ったこと【複数回答】

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
PMDAからの説明文がわかりにくい	81	6.3%	-
追加で求められる資料が多い	166	13.0%	-
医師に何度も書類を書いてもらうのが心理的に負担	289	22.6%	-
医師の異動や廃院などで書類を書いてもらえない	50	3.9%	-
修正や追加を求められたことにより、さらに時間を要した	319	24.9%	-
困ったことは特になかった	392	30.6%	-
その他	75	5.9%	-
無回答	387	30.2%	-

(7) 支給決定通知書受け取り後、医療費・医療手当、年金等が支給されるまでの手続き等についてわかりにくいと思われたものや困ったこと【複数回答】

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
審査申し立ての記載がわかりづらい	110	8.6%	-
個人情報提供同意書の記載がわかりづらい	41	3.2%	-
「公費負担医療」などの用語がわからない	81	6.3%	-
銀行口座届から入金まで時間がかかる	160	12.5%	-
わかりにくい点や困ったことは特になかった	844	65.9%	-
その他	50	3.9%	-
無回答	125	9.8%	-

(8)-1 請求から支給までの手続き全般についての意見・要望【複数回答】

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
請求から支給までの期間が長かった(*)	463	36.2%	-
手続きの進捗についての情報が欲しかった	262	20.5%	-
意見や要望は特にない	513	40.1%	-
その他	138	10.8%	-
無回答	121	9.5%	-

(8)－2 請求から支給までの期間が長かった:内訳

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	463	100.0%	-
0ヶ月～6ヶ月未満	67	14.5%	-
6ヶ月～7ヶ月未満	73	15.8%	-
7ヶ月～8ヶ月未満	30	6.5%	-
8ヶ月～9ヶ月未満	57	12.3%	-
9ヶ月～10ヶ月未満	14	3.0%	-
10ヶ月～11ヶ月未満	38	8.2%	-
11ヶ月～12ヶ月未満	10	2.2%	-
1年～2年未満	80	17.3%	-
2年以上	16	3.5%	-
無回答	78	16.8%	-

(9) 年金(障害年金や障害児養育年金)を受給されている方で、現況届についてわかりにくいと思われたものや困ったこと【複数回答】

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	336	-	-
現況届のために医療機関を受診するのが負担	107	31.8%	-
医療機関が制度を知らない	31	9.2%	-
診断書を期間中に書いてもらえない(時間がかかる)	42	12.5%	-
診断書等の書類の記載内容が多い	60	17.9%	-
わかりにくい点や困ったことは特になかった	160	47.6%	-
その他	34	10.1%	-
無回答	14	4.2%	-

3. 健康被害を受けた方の健康状態、治療状況等について

3. (1) 医薬品の副作用による健康被害(後遺症も含む。)のための治療について

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
健康被害の治療を継続している(通院)	363	28.4%	-
健康被害の治療を継続している(入院)	36	2.8%	-
健康被害は回復して治療を終了した	648	50.6%	-
健康被害は回復していないが治療を中止した	99	7.7%	-
無回答	134	10.5%	-

3. (2)-1 副作用による健康被害が続いている方で、困っていること【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	399	-	-
通院の頻度が多い (*)	156	39.1%	-
通院先が遠方で通うのが大変 (*)	173	43.4%	-
医療費がかかる (*)	129	32.3%	-
治療が長引いて困る	159	39.8%	-
副作用被害について医師に理解してもらえない	51	12.8%	-
一人暮らしの為、通院ができない又は大変	16	4.0%	-
公的な介護サービス等の問い合わせ先がわからない	9	2.3%	-
困っているが相談先がない	31	7.8%	-
無回答	84	21.1%	-

3. (2)-2 1月あたりの通院回数

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	156	100.0%	-271 0.0%
通院なし	1	0.6%	-8 -1.5%
1回	72	46.2%	-207 -19.1%
2回	35	22.4%	-48 3.0%
3~5回	33	21.2%	7 15.1%
6~10回	8	5.1%	-6 1.8%
11~15回	7	4.5%	0 2.9%
16~20回	0	0.0%	-7 -1.6%
21回以上	0	0.0%	0 0.0%
無回答	0	0.0%	-2 -0.5%
平均	2.6	-	-0.7 -

3. (2)－3 通院に要する時間(片道)

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)－(B)
合計	173	100.0%	－
1時間未満	6	3.5%	－
1～2時間未満	76	43.9%	－
2時間以上	84	48.6%	－
無回答	7	4.0%	－

3. (2)－4 1月あたりの交通費

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)－(B)
合計	173	100.0%	327
0円	5	2.9%	30
1～1,500円	23	13.3%	122
1,501～3,000円	23	13.3%	64
3,001～5,000円	18	10.4%	39
5,001～7,500円	11	6.4%	8
7,501～10,000円	17	9.8%	22
10,001～15,000円	6	3.5%	11
15,001～20,000円	9	5.2%	11
20,001円以上	15	8.7%	16
無回答	46	26.6%	4
平均	10,142	－	5,546
			4,596

3. (2)－5 1月あたりの医療費の自己負担額

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)－(B)
合計	129	100.0%	354
0円	17	13.2%	57
1～2,500円	23	17.8%	102
2,501～5,000円	21	16.3%	74
5,001～7,500円	6	4.7%	22
7,501～10,000円	22	17.1%	30
10,001～15,000円	9	7.0%	17
15,001～20,000円	11	8.5%	14
20,001～30,000円	2	1.6%	12
30,001円以上	18	14.0%	24
無回答	0	0.0%	2
平均	26,062	－	12,424
			13,638

3. (3) 現在、どのようなことに不安を感じているか【複数回答】

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	-	-
副作用被害を受けたために使用できない医薬品がある	527	41.2%	-
思うように仕事ができない	196	15.3%	-
将来の健康、医療や介護	456	35.6%	-
将来の経済的負担	294	23.0%	-
特に不安はない	216	16.9%	-
その他	232	18.1%	-
無回答	171	13.4%	-

4. 精神面などに関する相談及び受給者カードの発行・交付について

4. (1)① 精神面などに関する相談(保健福祉相談)に対応する電話相談窓口を設けていることを知っていたか

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
知っていた	266	20.8%	-
知らなかった	930	72.7%	-
無回答	84	6.6%	-

4. (1)② 精精神面などに関する相談窓口を利用したことがあるか

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
利用している・利用したことがある	36	2.8%	-
機会があれば利用するかもしれない	490	38.3%	-
利用したことはない・利用する予定はない	647	50.5%	-
無回答	107	8.4%	-

4. (1)③ 精神面などに関する相談窓口についての意見や要望(自由記載)

4. (2)① 副作用の原因となった薬や副作用によって起こった疾病を記載した「受給者カード」を知っていたか

	令和2年(A)	平成 18 年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
知っていた	850	66.4%	-
知らなかった	353	27.6%	-
無回答	77	6.0%	-

4. (2)② 「受給者カード」の利用の有無

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
利用している・利用したことがある	554	43.3%	-
利用したことがない	617	48.2%	-
無回答	109	8.5%	-

4. (2)③ 受給者カードについての意見や要望(自由記載)

5. 現在の救済制度の満足度

	令和2年(A)	平成18年(B)	(A)-(B)
合計	1,280	100.0%	-
満足している	281	22.0%	-
概ね満足している	641	50.1%	-
不満である	251	19.6%	-
大いに不満である	66	5.2%	-
無回答	41	3.2%	-

6. 救済制度利用の促進につなげていくための意見

6. (1) 救済制度を利用して大変助かったと思われたことや他の方々に伝えたいこと(自由記載)

6. (2) 救済制度についてお気づきの点(自由記載)

III 健康被害救済制度運用改善等に関するアンケート調査票

【救済制度運用に係るアンケート調査へのご協力のお願い】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、健康被害救済制度における救済給付の手続きなどについて、制度運用面の改善や一層の充実を図り、今後、本制度を利用される方々の利便性の向上と制度利用の促進に繋げていきたいと考えております。

つきましては、以下のご回答項目にご回答いただき、オンライン又は同封いたしました返信用封筒により返送くださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(ご本人に限らず、請求手続きに関わられた方・ご家族の方にご記入いただいても結構です。)

【質問項目】(いずれも、複数回答可)

1. 救済給付の種別について

支給決定された、又は受給されている給付の種類はどれですか。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 医療費・医療手当
- 障害年金・障害児養育年金
- 遺族年金
- 遺族一時金・葬祭料

2. 救済給付に係る請求から支給までの手続きについて

(1) 請求に至るまでの経過

① 医薬品副作用被害救済制度をどのようにして(何から、誰から)知りましたか?

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 医療機関 [医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他()]
- 薬局
- 行政機関 [医療安全支援センター 市区町村 保健所 その他()]
- 新聞・広告 インターネット 家族 友人・知人 その他()

② 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、医薬品の副作用であるという診断が付くまでの期間はどのくらいでしたか。

【該当する□に「✓」を記入、1年以上の場合は具体的な期間を記入】

- 1日(被害当日)
- 2日～4日未満
- 4日～8日未満
- 8日～15日未満
- 15日～2月未満
- 2月～4月未満
- 4月～7月未満
- 7月～1年未満
- 1年以上(年 月)

- ③ 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、救済制度を知るまでどのくらいの期間がありましたか。

【該当する□に「✓」を記入、1年以上の場合は実際の期間を記入】

- 1日(被害当日)
- 2日～4日未満
- 4日～8日未満
- 8日～15日未満
- 15日～2月未満
- 2月～4月未満
- 4月～7月未満
- 7月～1年未満
- 1年以上(　　年　　月)

- ④ 医薬品の副作用による健康被害が起きてから、原因と思われる医薬品をどのくらい期間使用を続けましたか。

原因と思われる医薬品が複数あり、投与期間が異なる場合は、原因と思われる医薬品を一番長く使用したケースで回答下さい。

【該当する□に「✓」を記入、1年以上の場合は実際の期間を記入】

- 1日(被害当日)
- 2日～4日未満
- 4日～8日未満
- 8日～15日未満
- 15日～2月未満
- 2月～4月未満
- 4月～7月未満
- 7月～1年未満
- 1年以上(　　年　　月)

- ⑤ 給付請求手続きや書類の書き方についてどなたかに相談されましたか。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 医療機関 [医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他(　　)]
- 薬局
- PMDA(医薬品医療機器総合機構)相談窓口
- 他の行政機関
- 家族
- 友人・知人
- その他(　　)
- 相談しなかった

- ⑥ PMDAの電話相談窓口にお問い合わせをした方にお尋ねします。PMDAの電話相談窓口について、お困りになったことやご不満だった点はありましたか。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 電話がなかなかつながらなかった
- 相談後、書類の到着に時間がかかった
- 副作用被害の症状や経過を自分で説明するのが大変だった
- 不満な点は特になかった
- その他(ご記入ください)

- (2) PMDAのホームページでの手続き等のご案内について、わかりにくいと思われたものはありませんか。

【該当するすべての□に「✓」を記入、⇒には具体的にわかりにくかった言葉を記入】

- 専門用語が多い
(特にわかりにくかった言葉があれば記入してください
⇒ _____)
- 自分に必要な書類がわからなかった
- どこを見たらよいかわからなかった
- わかりにくい点は特になかった
- その他(ご記入ください)

- (3) 給付請求手続きや書類の書き方について、わかりにくいと思われたものやお困りになったことがありますか。 【該当するすべての□に「✓」を記入、⇒には具体的な書類の名称や項目を記入】

- どの書類をどこで書いてもらうのかわかりづらい
(特にわかりづらかった書類があれば書類名を記入してください。
例:投薬・使用証明書、受診証明書

⇒ _____
_____)

- 書類の内容を理解するのが難しい
- 記入例がわかりづらい
(特にわかりづらかったのはどの部分ですか。書類名と分かりづらかった項目を記入してください

例:医療費・医療手当請求書の入院実日数

⇒ _____
_____)

- 医療機関に診断書や受診証明書を書いてもらうのが大変だった(または書いてもらえなかった)
- 医療機関での診断書の作成に時間がかかった
- 受診証明書に書いてもらうべき金額(入院・外来)がわかりづらい
- レシートがなくて、薬局に販売証明書を書いてもらえなかった
- 手続きや書類の書き方について、わかりにくい点は特になかった
- 上記を含め、困ったことについてご記入ください。

(4) 請求様式が手元に届いてから、請求書類を提出するまでどのくらいの期間がかかりましたか。

【該当する□に「✓」を記入、1年以上の場合は実際の期間を記入】

- 1ヶ月未満
- 1ヶ月～3ヶ月未満
- 3ヶ月～6ヶ月未満
- 6ヶ月～1年未満
- 1年以上(かかった期間 年 月)

(5) 何らかの理由で請求できなかった期間がありましたか。

【該当するすべての□に「✓」を記入、5年以上の場合実際の期間を記入】

- なかった
- あった
(請求できなかった期間があった理由)
 - 副作用であることがわからなかった
 - 制度を知らなかった
 - 診断書などの書類を集めるために時間がかかった
 - その他(ご記入ください)

(請求できなかった期間(通算))

- 3ヶ月未満
- 3ヶ月～6ヶ月未満
- 6ヶ月～1年未満
- 1年～1年6ヶ月未満

- 1年6ヶ月～2年未満
- 2年～3年未満
- 3年～5年未満
- 5年以上(　年　　月)

(6) 給付請求書類を提出された後、修正や追加の書類を求められたご経験がある方におたずねします。お困りになったことがありましたか。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- PMDAからの説明文がわかりにくい
- 追加で求められる資料が多い
- 医師に何度も書類を書いてもらうのが心理的に負担
- 医師の異動や廃院などで書類を書いてもらえない
- 修正や追加を求められたことにより、さらに時間を要した
- 困ったことは特になかった
- その他(ご記入ください)

(7) 支給決定から支給に至るまで

支給決定通知書を受け取られてから、医療費・医療手当、年金等が支給されるまでの手続き等について、わかりにくいと思われたものやお困りになったことがありましたか。【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 審査申し立ての記載がわかりづらい
- 個人情報提供同意書の記載がわかりづらい
- 「公費負担医療」などの用語がわからない
- 銀行口座届から入金まで時間がかかる
- わかりにくい点や困ったことは特になかった
- その他(ご記入ください)

(8) その他、請求から支給までの手続き全般について、ご意見・ご要望などがありましたらご記入ください。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 請求から支給までの期間が長かった(　ヶ月)
- 手続きの進捗についての情報が欲しかった
- 意見や要望は特にない

その他(ご記入ください)

(9)年金(障害年金または障害児養育年金)を受給されている方におたずねします。毎年ご提出いただく現況届について、わかりにくいと思われたものやお困りになったことがありましたか。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 現況届のために医療機関を受診するのが負担
- 医療機関が制度を知らない
- 診断書を期間中に書いてもらえない(時間がかかる)
- 診断書等の書類の記載内容が多い
- わかりにくい点や困ったことは特になかった
- その他(ご記入ください)

3. 健康被害を受けた方の健康状態、治療状況等について

(1)医薬品の副作用による健康被害(後遺症も含みます。)のための治療について、当てはまるものを選択してください。

【該当する□に「✓」を記入】

- 健康被害の治療を継続している(通院)
- 健康被害の治療を継続している(入院)
- 健康被害は回復して治療を終了した
- 健康被害は回復していないが治療を中止した

(2)副作用による健康被害が続いている方におたずねします。どのようなことにお困りですか。

【該当するすべての□に「✓」を記入】

※通院回数、交通費及び医療費についてもわかる範囲(おおまかな数値や金額でも結構です。)でご記入ください。

- 通院の頻度が多い(1月あたりの通院回数: _____ 回)
- 通院先が遠方で通うのが大変(通院に要する時間: 片道 _____ 時間)
(1月あたりの交通費: _____ 円)
- 医療費がかかる(1月あたりの医療費の自己負担額: _____ 円)
- 治療が長引いて困る
- 副作用被害について医師に理解してもらえない

- 一人暮らしの為、通院ができない又は大変
- 公的な介護サービス等の問い合わせ先がわからない
- 困っているが相談先がない

(3)現在、どのようなことに不安を感じていますか。 【該当するすべての□に「✓」を記入】

- 副作用被害を受けたために使用できない医薬品がある
- 思うように仕事ができない
- 将来の健康、医療や介護
- 将来の経済的負担
- 特に不安はない

その他(ご記入ください)

4. 精神面などに関する相談及び受給者カードの発行・交付について

(1)精神面などに関する相談事業

- ① PMDAでは、医薬品の副作用により疾病や障害等の健康被害を受けられ、つらい思いを抱えている方や、日常生活に著しい制限を受ける方に対して、精神面などに関する相談(保健福祉相談)に対応する電話相談窓口を設けています。ご存知でしたか。 【該当する□に「✓」を記入】

知っていた 知らなかった

※最終ページに専用電話番号(フリーダイヤル)をご案内しています。

② 精神面などに関する相談窓口を利用したことがありますか。 【該当する□に「✓」を記入】

- 利用している・利用したことがある
- 機会があれば利用するかもしれない
- 利用したことではない・利用する予定はない

③ 精神面などに関する相談窓口について、ご意見・ご要望などがありましたらご記入ください。

(2)受給者カード

- ① PMDAでは、病院や薬局で、医師や薬剤師の方などから「過去に医薬品の副作用が出たことがありますか？」と尋ねられた際に役立つよう、副作用の原因となったお薬や副作用によって起こった疾病を記載した運転免許証サイズの「受給者カード」をご希望の方に配布しています。
この「受給者カード」を知っていますか。

【該当する□に「✓」を記入】

知っていた 知らなかった

※最終ページに「受給者カード」に係る問い合わせ先の電話番号をご案内しています。

- ② 受給者カードを実際に利用したことがありますか。

【該当する□に「✓」を記入】

利用している・利用したことがある
利用したことがない

- ③ 受給者カードについて、ご意見・ご要望などがありましたらご記入ください。

5. 現在の救済制度の満足度について、おたずねします。

【該当する□に「✓」を記入】

満足している
概ね満足している
不満である
大いに不満である

「不満である」「大いに不満である」の理由についてご記入ください。

6. 救済制度をより多くの方々に知っていただき、制度利用の促進に繋げていくため、忌憚のないご意見等をお聞かせください。

(1) 救済制度を利用して、大変助かったと思われたことや、他の方々に伝えたいことがありましたらご記入ください。

(2) 上記のほか、救済制度についてお気づきの点がありましたらご記入ください。

* * * ご協力ありがとうございました * * *

<アンケート調査の設問 4 (1) と 4 (2) でおたずねした事業の連絡先のご案内です>

◇精神面などに関する相談事業

専用電話：0120-709-566 (フリーダイヤル 平日 9:00~17:00)

◇受給者カード

問い合わせ先：PMDA 健康被害救済部企画管理課

電話：03-3506-9460